

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2020年5月13日
【事業年度】	第64期(自 2019年2月21日 至 2020年2月20日)
【会社名】	株式会社西松屋チェーン
【英訳名】	NISHIMATSUYA CHAIN Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大村 禎史
【本店の所在の場所】	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1
【電話番号】	079(252)3300(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 春井 克公
【最寄りの連絡場所】	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1
【電話番号】	079(252)3300(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 春井 克公
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所  (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第60期	第61期	第62期	第63期	第64期
決算年月		2016年 2月	2017年 2月	2018年 2月	2019年 2月	2020年 2月
売上高	(百万円)	132,810	136,273	137,309	138,167	142,954
経常利益	(百万円)	6,106	8,048	7,131	3,935	2,348
当期純利益	(百万円)	3,797	5,118	4,761	2,181	1,077
持分法を適用した 場合の投資利益	(百万円)					
資本金	(百万円)	2,523	2,523	2,523	2,523	2,523
発行済株式総数	(株)	69,588,856	69,588,856	69,588,856	69,588,856	69,588,856
純資産額	(百万円)	55,371	59,072	62,145	61,812	60,758
総資産額	(百万円)	92,422	97,542	102,605	103,267	104,428
1株当たり純資産額	(円)	849.93	910.76	965.98	975.09	972.78
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額)	(円) (円)	19.00 (9.00)	21.00 (10.00)	21.00 (10.00)	21.00 (10.00)	21.00 (10.00)
1株当たり 当期純利益	(円)	58.25	79.04	74.04	34.19	17.31
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益	(円)	58.25	78.87	73.96	34.18	
自己資本比率	(%)	59.8	60.4	60.4	59.6	57.8
自己資本利益率	(%)	7.0	9.0	7.9	3.5	1.8
株価収益率	(倍)	16.2	16.4	16.8	26.6	52.3
配当性向	(%)	32.6	26.6	28.4	61.4	121.3
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	5,233	6,481	5,546	2,899	1,113
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	30	471	3,736	3,159	1,930
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,036	1,920	2,473	2,940	2,855
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	45,542	49,631	48,966	45,769	42,097
従業員数 (外、臨時従業員の 年間平均雇用人員数)	(名)	644 (3,889)	669 (4,009)	695 (4,054)	690 (3,978)	696 (3,993)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX)	(%) (%)	98.1 (87.8)	136.2 (107.5)	132.7 (125.0)	100.9 (117.0)	102.5 (124.5)
最高株価	(円)	1,285	1,623	1,383	1,358	1,023
最低株価	(円)	909	946	1,117	786	808

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結経営指標等については記載しておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4 第64期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5 最高株価および最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 【沿革】

年月	概要
1956年10月	茂理 満(現名誉会長の母)と現名誉会長 茂理佳弘が宮詣り衣装、出産準備品を扱う「赤ちゃんの西松屋株式会社」を設立し、大手前通り店出店(資本金1,100千円、兵庫県姫路市本町、1997年11月廃止)
1959年3月	「株式会社 西松屋ストアー」に商号変更
1965年10月	子供服の販売を事業目的に加え兵庫県姫路市紺屋町にみゆき通り店を出店(2017年9月 新みゆき通り店としてリニューアル)し、併せて本部事務所を移転
1971年11月	大阪地区に京橋店出店(2002年4月退店)
1972年4月	本部事務所規模拡大のため、兵庫県姫路市二階町に二階町店を出店(1994年10月廃止)し、同時に本部事務所を移転
1979年8月	「株式会社 西松屋チェーン」に商号変更
1979年10月	兵庫県姫路市に駐車場付郊外型店舗北姫路店(現 姫路花北店)を出店
1985年11月	仕入活動強化のため大阪市北区芝田に大阪事業部事務所を開設
1987年3月	大阪事業部の規模拡大に伴い、事業部事務所を大阪市北区より大阪市東淀川区に移転(1994年4月廃止)
1988年4月	神戸市西区北別府に郊外型大型店舗伊川谷店を出店
1989年12月	商品情報と販売情報を即時に収集するため、POSシステムと汎用コンピュータを導入
1990年11月	兵庫県神崎郡福崎町に福崎店出店(2012年12月 新福崎店にリブレース)、初めて郡部立地へ出店
1991年4月	兵庫県伊丹市に商品管理センター開設(1994年1月移転)
1991年6月	業績規模の拡大に伴い、兵庫県姫路市南駅前町に本部事務所を移転
1993年11月	岡山県倉敷市に平田店(現 倉敷インター店)、北畝店の2店舗を出店し、中国地区へ販売エリアを拡大
1994年1月	分散していた本部機能の効率化を図るため、本社新社屋兼商品管理センター(兵庫県姫路市飾東町)を建設し移転(2002年8月業務の完全外部委託化に伴い商品管理センター廃止)
1997年5月	「株式会社 西松屋チェーン」に商号変更
1997年5月	香川県高松市に高松店(現 高松レインボー通店)を出店し、四国地区へ販売エリアを拡大
1997年5月	埼玉県本庄市に埼玉本庄店を出店し(2019年8月退店)、関東地区へ販売エリアを拡大
1997年7月	日本証券業協会に株式を店頭登録銘柄として登録
1998年9月	北九州市に小倉南店、八幡西店(現 八幡上津役店)の2店舗を出店し、九州地区へ販売エリアを拡大
1999年9月	静岡県富士市に富士店(現 富士インター店)を出店し、中部地区へ販売エリアを拡大
1999年11月	東京証券取引所及び大阪証券取引所市場第二部に株式を上場
2001年2月	東京証券取引所及び大阪証券取引所市場第一部銘柄に指定
2001年7月	福島県に郡山店(現 郡山富田店)を出店し、東北地区へ販売エリアを拡大
2003年4月	札幌市に札幌白石店、札幌東店、札幌屯田店の3店舗を出店し、北海道地区へ販売エリアを拡大
2004年4月	沖縄市に沖縄美里店、那覇市に那覇新都心店を出店し、沖縄県へ販売エリアを拡大
	北海道から沖縄県までの47都道府県、全国にチェーン店網を完成
2011年9月	神戸市中央区加納町に商品開発本部(旧 商品本部)三宮事務所を開設(2016年7月廃止)

年月	概要
2015年4月	大阪市淀川区宮原に商品本部新大阪事務所（現 新大阪本部）を開設
2016年3月	さいたま市大宮区桜木町に東日本事務所を開設
2016年11月	茨城県常総市にインターネット販売専用の配送センター「ネット東日本センター」を開設
2018年11月	兵庫県姫路市にインターネット販売専用の配送センター「ネット西日本センター」を開設
2018年12月	店舗数が1,000店舗に到達
2019年12月	東京都千代田区神田須田町に東日本事務所を移転
2020年2月	2020年2月20日現在で店舗数1,006店舗（北海道地区46店舗、東北地区90店舗、関東地区273店舗、中部地区172店舗、近畿地区178店舗、中国地区73店舗、四国地区36店舗、九州・沖縄地区138店舗）

### 3 【事業の内容】

当社は、お子さまを持つ家庭の毎日の子育てが楽しくなる“豊かな暮らし”実現のために、ベビー・子供の生活関連用品の販売をチェーンストア展開により行っており、ドミナントエリアづくりによって、ナショナルチェーンとしての店舗網の拡充を進めております。

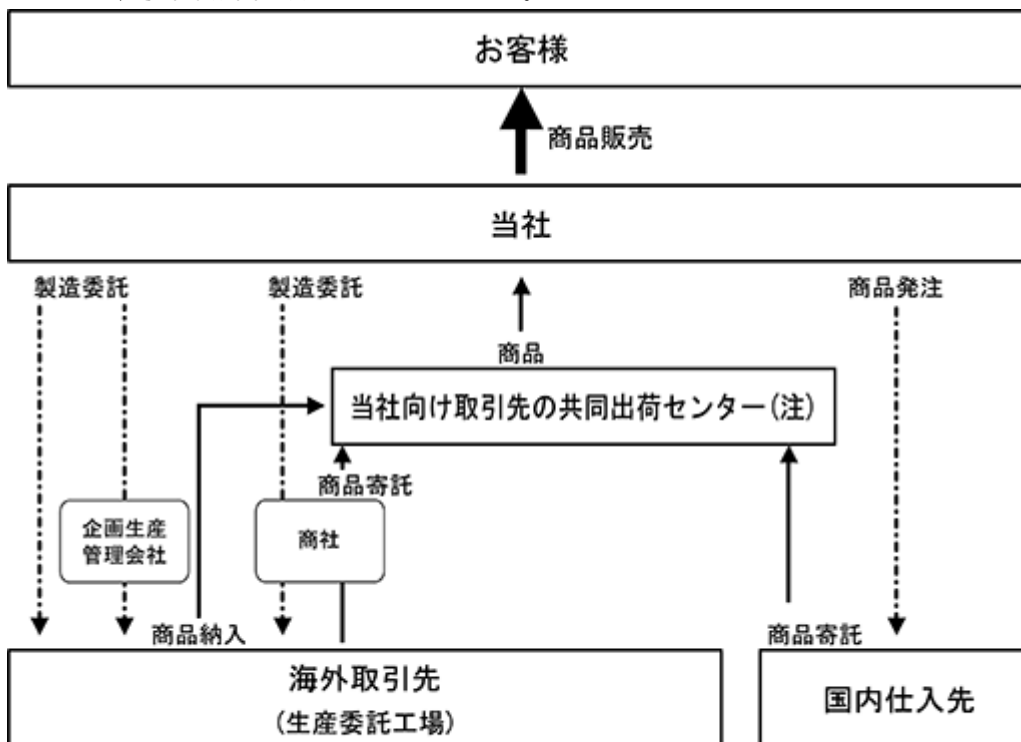
当社の事業内容は、ベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであります。

仕入先は国内・国外を問わず、より低いコストで適切な品質の商品を調達しております。また、手ごろな価格と品揃えで差別化を図るため、他業種出身者のスカウトを継続し、お客様の立場に立った品質を備えたプライベートブランド商品の開発を推し進めることを重点政策としております。

商品は、各店舗およびインターネット販売にて主に直接一般顧客に現金等で販売しており、主要な取扱品目は次のとおりであります。商品に加え、贈答用に「西松屋チェーンギフトカード」の販売も行っております。また、国内外の事業パートナーを通じて現地小売店および海外のインターネットショッピングサイトにて商品を販売していません。

商品別	主要な品目
子供衣料	ベビーアウトウエア・肌着・パジャマ等 ボーイズアウトウエア・肌着・パジャマ等 ガールズアウトウエア・肌着・パジャマ等
育児・服飾雑貨	調乳・離乳用品、衛生・雑貨用品、寝装・寝具 ベビーカー・カーシート等のおでかけ用品 室内用マット・チェア・ラック・歩行器等の室内用品 帽子・シューズ・レイングッズ等の服飾雑貨 玩具、ギフトセット
ベビー・マタニティー衣料	新生児衣料 マタニティー用品 和装用品
その他	自動販売機商品等

なお、事業系統図は次のとおりであります。



(注) 当社と仕入先の利便性向上のため、当社向け共同出荷センターを設置し、運営を物流会社等へ委託しているものであります。

#### 4 【関係会社の状況】

当社は、関係会社を有していないため、該当事項はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

2020年2月20日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
696 (3,993)	39.32	11.79	5,858,111

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。  
2 従業員数欄の( )は外書で、臨時従業員(パートタイマー、アルバイトおよび派遣社員)の年間平均雇用人員数(1日8時間換算)であります。  
3 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。  
4 当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、セグメントごとの従業員の状況の記載を省略しております。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社は、「日常の暮らし用品を、気軽に自由に、そしてお客様に満足される品質の商品を、どこよりも低価格で最も便利に提供することによって、社会生活の向上に寄与する」ことを経営の基本方針としております。

そのために、私たちは、チェーンストア経営の技術体系で理論武装した“お客様の暮らしを守る”テクノクラート集団でありたいと思っております。

#### (2) 目標とする経営指標

当社は、全国各地への標準化された店舗の積極的な出店と効率的な経営による収益性の向上を目指しているため、売上高と経常利益を重視しております。

#### (3) 経営環境および会社の対処すべき課題の内容等

次期の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大により国内の消費活動が落ち込む中、当業界におきましては、業態を超えたシェア獲得競争による厳しい状況が今後も続くと思われれます。

このような状況の中で当社は、不採算店舗のスクラップやリプレースにより、収益性の改善を図りながら今後も全国各地に標準化された店舗を積極的に出店し、お客様の利便性向上と地域の寡占化に努めてまいります。これら実店舗の他、インターネット販売につきましては、収益性の改善を図りながら売上拡大に取り組んでまいります。商品政策につきましては、仕入計画とシーズン毎の在庫管理の徹底を通じて、値下げロス額を減らすことにより業績の改善に努めてまいります。また、お客様の立場に立った品質を備えた魅力あるプライベートブランド商品の開発を推し進め、手ごろな価格と品揃えで他社との差別化、競争力の向上を図ってまいります。店舗運営の効率化に関しては、業務システムの見直しを行い、IT等の利用により店舗での作業手順の改善・単純化に繋げ、ローコストオペレーションを推進してまいります。

以上の課題を達成することで、業績の向上に努める所存であります。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、2020年4月7日に日本政府による緊急事態宣言が発出されたことにより、一部の店舗におきまして、やむを得ず休業または営業時間を短縮しておりますが、当社は赤ちゃんを生み育てるうえでの必需品を扱っておりますので、今後も全国の店舗におきまして、感染防止に最大限留意して営業を続けてまいります。

#### (4) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は2018年5月15日開催の第62期定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号において定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号口（2）において定義されるものをいいます。）として、当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を継続することについてご承認いただいております。その内容等は次のとおりであります。

#### 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主の皆様及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様のご意思に基づいて決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う当社株券等の大規模買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大規模買付けが行われる場合であっても、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる当社株券等の大規模買付けの中には、その目的等から見て当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株券等の売却を事実上強制するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆様が株券等の大規模買付けの内容等について検討し、又は当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも少なくないと想定されます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならぬと考えております。当社は、上記のような、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない株券等の大規模買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による株券等の大規模買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

#### 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、「夢多き子どもたちの健やかな成長を願い、それを見守る親の温かい愛情は、世界中どこでも同じもの - 子どもたちの夢を育み、家族みんなの楽しく豊かな暮らしを支えたい。」との思いのもと、「日常の暮らし用品を幅広く、より安く、より便利に提供する」という経営理念を掲げ、事業を展開しております。また、当社は、そのような理念をより高度な次元で実現し、それをより良く成長させていくことが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の向上に資するものと考えております。

当社は、基本方針の実現に向け、下記(a)「企業価値向上への取組み」、(b)「コーポレート・ガバナンス充実のための取組み」に記載の考え方のもと、諸施策を進めております。

#### (a)「企業価値向上への取組み」

##### ア 商品開発に対する考え方

「お客様の立場に立った品質を備えた商品」、真の意味でのプライベートブランド商品の開発を推し進めております。お客様の立場(使う立場)に立って、「低価格」、「安心・安全」、「買い物や商品を使う楽しさ」を追求することで他社との差別化を図っております。

これらの実現のために、製造業や商社等、他業種出身者を積極的に採用し商品開発を進め、また、商品の低価格維持や安定供給のために、ASEAN諸国等の中国以外の国への調達範囲拡大等の施策を進めております。

##### イ 店舗運営に対する考え方

「より多くの」お客様の普段の暮らしをより豊かに、より便利に、より楽しくしたいとの思いから、多店舗展開を進めております。また、個々の商品の品揃えはもとより、レイアウト、商品の棚割りや店舗オペレーションまでが単純化及び標準化された店舗を全国に展開することで、価格や商品開発、オペレーションコストに対しても、スケールメリットを活かした量的効果をあげることができると考えております。

加えて、最近では実店舗とは違った形での便利さをお客様に提供するため、インターネット販売の拡大にも取り組んでおります。

##### ウ 社会貢献に対する考え方

昨今、「少子化問題」、「仕事と子育ての両立」など、「子育て環境の整備」に関する事柄が社会問題になっております。このような問題の諸原因の一つには、お子様を育てる家庭に、経済的・時間的な余裕がないといったことなどがあるのではないかと推察しております。

そのような問題に対して、当社が、育児や出産、成長過程に必要な商品を手ごろな価格で、より便利に提供していくことで、社会に貢献できるのではないかと考えております。諸施策を通じた低価格の維持や、通路が広く標準化されたわかりやすい売場づくりによるショートタイムショッピングの実現等は、当社が長年取り組んできた課題であります。



(b)「コーポレート・ガバナンス充実のための取組み」

当社は、経営の健全化、迅速化及び透明性の向上を図るために、コーポレート・ガバナンスの充実は重要な経営課題の一つであると認識するとともに、企業としての社会的責任であると考えております。

当社は、経営の透明性、公正性をさらに高めるために、2名の社外取締役を選任しております。社外取締役は、それぞれ弁護士及び公認会計士としての豊富な経験と高い知見をもとに当社の経営への関与をしております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役機能強化のため社外監査役を選任しております。監査役は定期的に監査役会を開催し、監査に関する重要事項について協議を行い、業務執行の適法性チェックを中心に、会計監査人との連携を緊密にとり、経営の透明性向上を図っております。

また、財務報告に係る内部統制基本方針を制定しており、内部統制制度の運用においては内部統制委員会及びタスクフォースにより、その内容と実施状況を検証しております。内部統制委員会は原則として月1回開催され、各部署における内部統制責任者をはじめ、監査役及び内部監査室も参加して財務報告に係る内部統制の有効性を高めております。

さらに、企業価値を保全することを目的として、企業価値を損なう可能性のあるリスクについて、予防、発生時の対応、再発防止策等を定めたりリスク管理規程を制定しております。

コンプライアンス面では、従業員行動規範及び部署毎の行動規範マニュアルを制定し、社内の倫理観醸成を図っております。また、社内における情報の周知徹底と透明性の向上を目的とした社報規程を制定し、総務部が主体となって全社の従業員が必要な情報を共有する体制をとっており、周知の必要がある情報を社報にまとめ、イントラネットで各部・各個人に伝達しております。

以上のような企業統治の体制を採用することで、十分なコーポレート・ガバナンスが達成、維持できると考えております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(a)本プランの目的

本プランは、基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものです。

当社は、当社株券等に対する大規模買付けが一定の合理的なルールに従って行われるよう、株券等の大規模買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付けルール」といいます。）を設定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを導入しております。

## (b)本プランの概要

本プランは、当社が発行者である株券等について、保有者及びその共同保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付行為、当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、又は結果としての保有者及びその共同保有者の株券等保有割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。）（いずれも当社取締役会があらかじめ同意したものを除くものとします。以下、それらの行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に応じるか否かを株主の皆様適切に判断していただくために必要かつ十分な時間及び情報を確保するために、当社取締役会が、大規模買付者に対して、事前に当該大規模買付行為等に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為について評価、検討、大規模買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに、当社取締役会から独立した社外者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するためのルールを定めております。

また、本プランにおいては、当社取締役会が、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様意思を直接確認することが実務上適切と判断した場合又は独立委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、対抗措置の発動にあたり、株主総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様意思に委ねることとしております。

大規模買付者は、大規模買付けルールに従って、当社取締役会又は株主総会において、対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします。

本プランの有効期間は、第62期定時株主総会承認決議の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終了の時までとします。もっとも、その有効期間満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

## 各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

### (a)上記 について

上記 に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではありません。

### (b)上記 について

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、もって当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保する取組みであり、基本方針に沿うものであります。また、本プランは、買収防衛策に関する各指針等に適合していること、株主の皆様意思が重視されていること、取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みが定められていること、デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと等の理由から、当社の株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではないと考えております。

本プランの詳細につきましてはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

(アドレス <https://www.24028.jp/ir/wp-content/uploads/sites/5/180413bbs.pdf>)

## 2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において判断したものであります。

### (1) 天候要因について

当社の主力商品のひとつであるベビー・子供衣料は、気温の変化に敏感であり、天候不順や異常気象による例年と大きく異なる気温の推移があった場合、販売数量の計画に差異が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 自然災害について

地震等の自然災害による本部、店舗、ネットセンターおよび当社向け取引先の共同出荷センター、並びに国内外の生産地、生産工場における被害の発生により、当社の商品供給体制に影響を受け、事業活動の継続に支障をきたす場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 新型インフルエンザウイルス等の伝染病の流行について

新型インフルエンザウイルス等の伝染病の流行により、本部、店舗、ネットセンターおよび当社向け取引先の共同出荷センター、並びに国内外の生産地、生産工場の所在地やその周辺地域において感染者が拡大し、また、それに連動して国内外で流通制限などの非常事態が発生することにより、当社の商品供給体制や販売に影響を受け、事業活動の継続に支障をきたす場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、2020年4月7日に日本政府による緊急事態宣言が発出されたことにより、一部の店舗におきまして、やむを得ず休業または営業時間を短縮しておりますが、翌事業年度の業績に及ぼす影響につきましては、現時点で合理的に算定することは困難であります。

### (4) 為替の変動について

当社の販売商品の多くは海外で製造されており、為替の変動が輸入価額に影響することが考えられます。特に当社が独自に開発輸入しております製品につきましては、為替の変動が直接影響いたしますので、為替予約によるリスクヘッジを行っておりますが、急激かつ大幅な為替の変動が続いた場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (5) 競争の激化について

当社が販売するベビー・子供用品は、専門店のほか、百貨店、量販店、ホームセンター、ドラッグストア等の業態においても販売され、競争は激化しております。今後の競争状況の推移によっては当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (6) 出店計画について

当社は、今後の出店方針としてSC（ショッピングセンター）への出店も継続して計画を進めております。SC出店につきましては大規模小売店舗立地法等による規制を受けることとなります。当該規制により出店計画に大きな変更が生じた場合は当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の厳格な出店基準に合致する物件がなければ出店予定数を変更することもあるため、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (7) 店舗の建設協力金および保証金について

当社は、主に店舗の土地および建物を賃借する形で出店しており、地主やディベロッパーに対して建設協力金や敷金・保証金などの資金を差し入れておりますが、当該差入れ先の倒産その他の事由により、その全額または一部が回収できなくなった場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 人材の育成について

当社が必要とする人材の育成が計画通り進まない場合は、将来的には計画通りの規模拡大が継続できず、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 出生率の低下について

わが国における新生児の出生率は長期的に低下傾向にあります。現在までのところ、出生率の低下が当社の業績に影響を及ぼした兆候は見られません。しかしながら、当社の市場占有率が飛躍的に拡大し、さらに新生児の出生率が低下した場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 政治・経済環境について

当社の販売商品は、生産力および生産コストの面から中華人民共和国において製造されている物が多く、当該国の政治・経済環境が急激に変化し、当社の商品調達計画に大きな差異が出た場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 情報システムについて

当社は、P Sシステム等多くのコンピュータシステムや通信ネットワークを活用して事業を運営しておりますが、コンピュータウイルス、自然災害等によりシステム障害が発生した場合、業務に支障が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前事業年度との比較・分析を行っております。

#### (1) 経営成績等の状況の概要

##### 財政状態および経営成績の状況

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の緩やかな改善がみられましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により国内の消費活動が落ち込むなど、景気の先行きは予断を許さない状況となっております。当流通業界におきましては、消費税増税や自然災害などの影響に加えて、競合他社との価格競争や出店競争、商品による差別化競争など、厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社は、北海道から沖縄までの全国47都道府県に、お客様にとって便利で標準化された店舗網の拡充をさらに進めるため、継続して新規出店を行った結果、当期の新規出店は41店舗となりました。また、一方で不採算店舗のスクラップやリプレイスも行い、39店舗を閉鎖いたしました。以上の結果、期末の店舗数は1,006店舗となりました。

商品面では、手ごろな価格と品揃えで差別化を図るため、お客様の立場に立った品質を備えた商品の開発を推し進めたことで、プライベートブランド商品の売上は順調に伸びております。また、プライベートブランド商品の海外への販売を拡大するため、専任部署であるグローバル事業推進部が新たな市場・顧客の開拓に取り組んでおります。しかしながら、天候不順や暖冬などの影響により、衣料品の売上が伸び悩み、値下げロス額が増加したことで、売上総利益率は低下いたしました。

オペレーション面におきましては、店長研修会などによる従業員教育を継続することで、スーパーインテンデント（複数店管理店長）制度や店舗間の人時数平準化を目的とした応援パート制度の拡大を進めてまいりました。また、業務システムの見直しを行い、ITの利用により本部や店舗での作業手順の改善・単純化に繋げることで、コスト削減に努めてまいりました。

この結果、当事業年度の財政状態および経営成績は以下のとおりとなりました。

#### (a) 財政状態

当期末における総資産は1,044億2千8百万円と前期末から11億6千1百万円の増加（前期末比1.1%増）となりました。

当期末における負債は436億6千9百万円と前期末から22億1千4百万円の増加（前期末比5.3%増）となりました。

当期末における純資産は607億5千8百万円と前期末から10億5千3百万円の減少（前期末比1.7%減）となりました。

#### (b) 経営成績

当期の売上高は1,429億5千4百万円（前年同期比3.5%増）、営業利益は19億8百万円（前年同期比47.0%減）、経常利益は23億4千8百万円（前年同期比40.3%減）、税引前当期純利益は21億2百万円（前年同期比43.5%減）、当期純利益は10億7千7百万円（前年同期比50.6%減）となりました。

#### キャッシュ・フローの状況

当期における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、営業活動により11億1千3百万円増加し、投資活動により19億3千万円減少し、財務活動により28億5千5百万円減少しました。この結果、資金は前期末に比べ36億7千1百万円減少し、420億9千7百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当期における営業活動による資金は、11億1千3百万円の増加（前期比17億8千5百万円の収入減少）となりました。これは、主に税引前当期純利益が21億2百万円、仕入債務の増加が17億4千7百万円となったことや減価償却費が13億5千2百万円あったことの一方で、たな卸資産の増加が30億2千5百万円、法人税等の支払額が10億9千9百万円あったことなどによります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当期における投資活動による資金は、19億3千万円の減少（前期比12億2千9百万円の支出減少）となりました。これは、主に固定資産の取得による支出20億2千4百万円や投資有価証券の取得による支出5億8千2百万円があった一方で、約定による建設協力金及び敷金・保証金の回収による収入が11億5千2百万円あったことなどによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当期における財務活動による資金は、28億5千5百万円の減少（前期比8千4百万円の支出減少）となりました。これは、主に配当金の支払額が13億1千5百万円あったことや、自己株式の取得による支出が9億9千9百万円あったことなどによります。

販売の実績

当社の事業内容は、ベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであり、区分すべき事業セグメントが存在しないため、商品別により記載しております。

商品別	第64期 (自 2019年2月21日 至 2020年2月20日)	
	金額(百万円)	前期比(%)
子供衣料	53,025	100.7
育児・服飾雑貨	74,064	106.8
ベビー・マタニティー衣料	15,644	98.0
その他	219	114.9
合計	142,954	103.5

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

## 仕入の実績

当社の事業内容は、ベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであり、区分すべき事業セグメントが存在しないため、商品別により記載しております。

商品別	第64期 (自 2019年2月21日 至 2020年2月20日)	
	金額(百万円)	前期比(%)
子供衣料	33,140	107.2
育児・服飾雑貨	52,919	106.6
ベビー・マタニティー衣料	9,791	114.8
その他	191	128.1
合計	96,043	107.6

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末(2020年2月20日)現在において判断したものであります。

#### 重要な会計方針および見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたる重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況」に記載しております。また、この財務諸表の作成にあたり、経営者により、一定の会計基準の範囲内で見積りが行なわれている部分があります。これらの見積りについては、継続して検証し、必要に応じて見直しを行なっておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらとは異なることがあります。

#### 当事業年度の経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容

##### (a) 財政状態の分析

###### (資産の部)

当期末の総資産は1,044億2千8百万円となり、前期比では101.1%、金額では11億6千1百万円の増加となりました。

流動資産は、前期末に比べて3億1千3百万円の増加となりました。これは、現金及び預金が22億2千6百万円、預け金が14億4千5百万円減少した一方、商品が27億3千5百万円増加したことなどによります。

固定資産は、前期末に比べて8億4千7百万円の増加となりました。これは、投資有価証券が6億7千5百万円、建物が5億6千4百万円、土地が5億6百万円増加した一方、建設協力金が6億4千7百万円、リース資産が2億3千4百万円減少したことなどによるものであります。

###### (負債の部)

当期末の負債は436億6千9百万円となり、前期比では105.3%、金額では22億1千4百万円の増加となりました。

流動負債は、前期末と比べて22億1千6百万円の増加となりました。これは、電子記録債務が14億7千5百万円、買掛金が5億8千4百万円、未払消費税等が2億1百万円増加した一方、設備関係支払手形が1億4千9百万円減少したことなどによります。

固定負債は、前期末と比べて1百万円の減少となりました。これは、リース債務が2億2千6百万円減少した一方、長期未払金(その他)が1億2千9百万円増加したことなどによります。

(純資産の部)

当期末の純資産は607億5千8百万円となりました。これは、主に当期純利益10億7千7百万円があった一方で、剰余金の配当13億1千5百万円や自己株式の取得9億9千9百万円があったことなどによります。

(b) 経営成績の分析

(売上高)

売上高は1,429億5千4百万円で前期比103.5%となっております。これは、新規に41店舗を出店したこと、前期に出店した57店舗が1年間フル稼働したことなどによります。

(売上総利益)

売上総利益は497億7千6百万円で前期比99.5%となっております。売上高は前年より増加したものの、天候不順や暖冬の影響などにより、主に衣料品の売上不振により値下げロス額が増加し、売上総利益は減少しております。

(営業利益)

販売費及び一般管理費は478億6千7百万円で前期比103.1%となっております。これは、主に当期の41店舗の新規出店に伴う販売費、人件費及び施設費等の増加であります。売上総利益が前期より2億7千万円減少したことに加え、販売費及び一般管理費が前期より14億2千3百万円の増加となったため、営業利益は19億8百万円、前期比53.0%となっております。

(経常利益)

営業外損益は受取配当金や受取補償金の増加により1億7百万円の増加となりました。結果、経常利益は23億4千8百万円、前期比59.7%となり、売上高経常利益率は1.6%（前期比1.2%減）となりました。

(当期純利益)

特別損益については、特別利益が受取保険金1億5百万円、特別損失が減損損失2億1千6百万円、店舗閉鎖損失4千7百万円、災害損失8千8百万円となっております。

法人税等（法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額）は10億2千5百万円、前期比66.5%となっております。

以上の結果、当期純利益は10億7千7百万円、前期比49.4%となっております。

(c) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析については「(1)経営成績等の状況の概要　キャッシュ・フローの状況」をご覧ください。

(d) 資本の財源および資金の流動性に関する情報

当社の運転資金需要の主なものは、商品の仕入、販売費及び一般管理費等の営業費用によるものであります。また、投資資金需要の主なものは、新規出店店舗への投資やシステム関連への投資等によるものであります。

運転資金および投資資金については、営業活動によって得られる資金によって賄うことを基本としております。

(e) 経営方針・経営戦略または経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

2025年2月期を達成年度として売上高2,000億円、経常利益200億円の中期目標を新たに掲げております。



#### 4 【経営上の重要な契約等】

##### コミットメントライン契約

相手方の名称	相手先の所在地	契約の内容	契約年月日
株式会社 みずほ銀行	兵庫県 姫路市	総額50億円のコミットメントライン契約による借入枠の設定	2019年3月19日

#### 5 【研究開発活動】

特記事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

第64期は41店舗を新設し、店舗網の拡充を図るとともに39店舗を閉鎖いたしました。来期以降の新設店舗投資等を含めた第64期の設備投資額（敷金および保証金含む）は2,734百万円となりました。

なお、当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、セグメントごとの設備投資等の概要の記載を省略しております。

#### 2 【主要な設備の状況】

2020年2月20日現在における設備、投下資本並びに従業員の配置状況は次のとおりであります。

なお、当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、セグメントごとの主要な設備の状況の記載を省略しております。

地域	土地		建物	構築物	什器備品	リース資産	その他の 有形固定資産	合計 (百万円)	期末 店舗数 (店)	従業員数 (人)
	面積(m <sup>2</sup> )	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)			
(1) 店舗設備										
北海道	(73,618) 76,802	146	127	29	37	18		358	46	184
北海道地区計	(73,618) 76,802	146	127	29	37	18		358	46	184
青森県	(13,226) 13,226		20	6	10	6		45	14	58
岩手県	(21,768) 26,554	117	107	19	14	5		264	13	56
宮城県	(47,327) 50,727	148	120	25	28	9		332	24	99
秋田県	(4,180) 4,180		12	8	7	4		33	12	47
山形県	(18,677) 18,677		30	8	11	4		54	11	50
福島県	(32,691) 32,691		13	10	6	7		37	16	71
東北地区計	(137,872) 146,058	265	305	79	79	37		768	90	381
茨城県	(48,116) 48,116		97	9	12	10		130	28	116
栃木県	(28,890) 28,890		26	13	11	7		59	17	72
群馬県	(34,981) 36,607	81	58	7	7	6		161	19	78
埼玉県	(87,866) 87,866		235	45	31	20		333	52	227
千葉県	(69,596) 69,596		82	22	30	17		152	45	190
東京都	(68,202) 68,202		202	22	36	25	1	288	60	262
神奈川県	(43,742) 43,742		240	23	45	20		330	52	235
関東地区計	(381,397) 383,023	81	943	145	176	109	1	1,456	273	1,180
新潟県	(34,759) 34,759		202	30	13	7		254	21	85
富山県	(31,057) 31,057		13	7	11	3		35	11	43
石川県	(31,778) 31,778		17	2	7	3		30	9	37
福井県	(15,530) 15,530		5	9	3	2		21	8	31
山梨県	(7,757) 7,757		13	2	2	3		22	8	35

地域	土地		建物	構築物	什器備品	リース資産	その他の 有形固定資産	合計 (百万円)	期末 店舗数 (店)	従業員数 (人)
	面積(㎡)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)			
長野県	(28,819) 31,201	159	113	13	16	6		310	18	78
岐阜県	(32,476) 34,946	108	217	25	18	6		376	15	61
静岡県	(46,384) 48,493	191	106	20	10	11		340	30	128
愛知県	(57,089) 57,089		193	24	48	22	0	290	52	224
中部地区計	(285,654) 292,614	459	884	136	133	66	0	1,681	172	722
三重県	(27,179) 27,179		38	5	11	4		59	13	52
滋賀県	(23,037) 23,037		18	5	16	5		45	16	68
京都府	(25,475) 25,475		205	19	22	6	0	254	17	70
大阪府	(85,673) 87,942	506	107	29	40	28	0	712	60	251
兵庫県	(50,935) 61,287	1,115	523	35	43	35	19	1,772	51	210
奈良県	(34,816) 34,816		23	1	10	3		39	11	45
和歌山県	(14,960) 14,960		5	9	10	3		28	10	42
近畿地区計	(262,078) 274,699	1,621	921	106	154	87	19	2,912	178	738
鳥取県	(10,833) 10,833		8	9	10	3		31	7	29
島根県	(10,419) 10,419		4	3	1	2		11	6	24
岡山県	(30,144) 30,144		53	13	29	6	0	103	20	77
広島県	(31,205) 31,205		48	10	22	9	0	92	25	104
山口県	(19,173) 21,058	92	41	5	10	5		155	15	60
中国地区計	(101,776) 103,661	92	155	42	74	26	1	393	73	294
徳島県	(10,561) 10,561		3	7	5	3		18	8	33
香川県	(20,752) 20,752		14	3	9	3		30	9	36
愛媛県	(23,708) 23,708		141	22	18	4		187	13	54
高知県	(13,005) 13,005		7	3	5	2		19	6	25
四国地区計	(68,026) 68,026		166	37	38	13		255	36	148
福岡県	(77,540) 80,494	296	194	40	45	17	0	594	48	202
佐賀県	(25,566) 28,543	75	152	19	14	3		265	9	37
長崎県	(15,385) 15,385		2	2	5	4		14	10	41
熊本県	(32,221) 32,221		11	17	13	6		48	17	71
大分県	(24,281) 24,281		16	7	16	5		46	15	58
宮崎県	(19,806) 23,979	197	87	20	12	4	16	338	11	47
鹿児島県	(23,334) 23,334		94	17	13	7		132	16	73
沖縄県	(16,656) 16,656		12	12	8	5		38	12	64
九州・沖縄地区計	(234,792) 244,896	569	571	137	129	55	16	1,480	138	593
店舗設備計	(1,545,217) 1,589,782	3,236	4,077	714	824	414	39	9,306	1,006	4,240

地域	土地		建物	構築物	什器備品	リース資産	その他の 有形固定資産	合計 (百万円)	期末 店舗数 (店)	従業員 数 (人)
	面積(m <sup>2</sup> )	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)			
(2) その他設備 本社 (兵庫県姫路市)	(11,468) 11,468		326	8	6	72	14	428		218
新大阪本部 (大阪市淀川区)	( )		52		5	0	3	61		277
東日本事務所 (東京都千代田 区)	( )		6		1			8		14
その他 (兵庫県姫路市 他)	( ) 15,539	292	14	0	30	17		356		
その他設備計	(11,468) 27,007	292	401	8	44	89	18	855		509
合計	(1,556,685) 1,616,790	3,529	4,478	723	869	504	57	10,161	1,006	4,749

- (注) 1 面積のうち( )内の数字は賃借部分を内書きしております。  
2 その他の有形固定資産の内訳は、機械及び装置44百万円、車両運搬具13百万円であります。  
3 従業員数にはパートタイマー、アルバイトおよび派遣社員の4,053人(2020年2月の総労働時間を1日8時間換算した人員)を含んでおります。  
4 投下資本の金額は、有形固定資産の帳簿価額で記載し、建設仮勘定は含まれておりません。  
5 その他設備のその他には閉鎖店舗の土地、サーバおよびソフトウェア等が含まれております。  
6 リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

名称	主なリース期間 (年)	月間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)	摘要
店舗等土地および建物	20	1,195	15,119	オペレーティング・リース

- 7 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### 重要な設備の新設等

販売エリア拡大のための店舗の新設等を計画しており、2020年2月20日現在におけるその設備計画の概要は次のとおりであります。

なお、当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、セグメントごとの設備の新設、除却等の計画の記載を省略しております。

事業所名	所在地	区分	予算金額 (百万円)	既支払額 (百万円)	今後の 所要金額 (百万円)	着手 年月	完成 予定年月	売場面積 (㎡)	備考
アイテラス落合南長崎店	東京都豊島区	賃貸	11	2	9	2019.12	2020.2	297	新設
ヒルズウォーク徳重店	愛知県名古屋市緑区	賃貸	29		29	2020.1	2020.3	710	新設
サントムーン柿田川店	静岡県駿東郡清水町	賃貸	30	11	19	2019.12	2020.3	661	新設
新フレスポジャングルパーク店	鹿児島県鹿児島市	賃貸	17	15	2	2020.1	2020.3	1,021	新設
荻窪タウンセブン店	東京都杉並区	賃貸	8	6	2	2020.2	2020.3	221	新設
アヴァンモール菊陽店	熊本県菊池郡菊陽町	賃貸	31	5	26	2019.7	2020.3	1,028	新設
徳島南矢三店	徳島県徳島市	所有	200	75	124	2019.5	2020.4	1,157	新設
みのおキューズモール店	大阪府箕面市	賃貸	38	5	33	2019.1	2020.4	981	新設
住吉遠里小野店	大阪府大阪市住吉区	所有	166	34	132	2019.12	2020.5	813	新設
新川崎久地店	神奈川県川崎市高津区	賃貸	29	10	18	2019.9	2020.7	710	新設
前橋元総社町店	群馬県前橋市	所有	180		180	2019.8	2020.9	1,157	新設
新香芝店	奈良県香芝市	所有	182	3	179	2019.12	2020.10	922	新設
長浜SC店	福岡県福岡市中央区	賃貸	9	1	7	2019.10	2021.2	664	新設
合計			936	170	765			10,342	

- (注) 1 着手年月は、賃貸借契約締結月または工事請負契約締結月のいずれか早い方を記載しております。  
2 今後の所要資金765百万円は、自己資金により賄う予定であります。  
3 予算金額の内容は、建物、建設協力金、敷金・保証金および設備造作等であります。  
4 上記金額には消費税等は含まれておりません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	191,220,000
計	191,220,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年2月20日)	提出日現在 発行数(株) (2020年5月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	69,588,856	69,588,856	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	69,588,856	69,588,856		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づく新株予約権の内容は、次のとおりであります。

第14回新株予約権

決議年月日	2013年5月14日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社取締役7名
新株予約権の数（個）	800
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 80,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,098（注）2
新株予約権の行使期間	2015年6月1日～2020年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 1,285 資本組入額 643
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2020年2月20日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年4月30日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみに行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。



## 第15回新株予約権

決議年月日	2013年5月14日(定時株主総会)
付与対象者の区分および人数	当社従業員502名
新株予約権の数(個)	3,739 [3,733]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 373,900 [373,300](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,098(注)2
新株予約権の行使期間	2015年6月1日～2020年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 1,285 資本組入額 643
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2020年2月20日)における内容を記載しております。当事業年度末日から提出日の前月末現在(2020年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第16回新株予約権

決議年月日	2014年5月13日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社従業員36名
新株予約権の数（個）	119
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 11,900（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,098（注）2
新株予約権の行使期間	2016年6月1日～2020年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 1,169 資本組入額 585
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2020年2月20日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年4月30日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第17回新株予約権

決議年月日	2015年5月12日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社従業員100名
新株予約権の数（個）	1,011 [978]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 101,100 [97,800]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,165（注）2
新株予約権の行使期間	2017年6月1日～2020年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 1,350 資本組入額 675
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。 (2)前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使することができるものとする。 当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役を任期満了により退任した場合。 定年退職その他正当な理由のある場合。 契約社員においては、労働契約書に定めた雇用期間満了により退職した場合。ただし、当社在職中の勤続年数が5年以上であることを要する。 (3)新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 (4)その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日（2020年2月20日）における内容を記載しております。当事業年度末日から提出日の前月末現在（2020年4月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

## 第18回新株予約権

決議年月日	2016年5月17日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社取締役1名
新株予約権の数（個）	30
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 3,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,286（注）2
新株予約権の行使期間	2018年6月1日～2020年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 1,482 資本組入額 741
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2020年2月20日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年4月30日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間  
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件  
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。



第19回新株予約権

決議年月日	2016年5月17日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社従業員155名
新株予約権の数（個）	2,149 [2,073]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 214,900 [207,300]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,286（注）2
新株予約権の行使期間	2018年6月1日～2020年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 1,482 資本組入額 741
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。 (2)前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使することができるものとする。 当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役を任期満了により退任した場合。 定年退職その他正当な理由のある場合。 契約社員においては、労働契約書に定めた雇用期間満了により退職した場合。ただし、当社在職中の勤続年数が5年以上であることを要する。 (3)新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 (4)その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2020年2月20日）における内容を記載しております。当事業年度末日から提出日の前月末現在（2020年4月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

### 3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間  
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件  
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

## 第20回新株予約権

決議年月日	2017年5月16日(定時株主総会)
付与対象者の区分および人数	当社取締役1名
新株予約権の数(個)	20
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,286(注)2
新株予約権の行使期間	2019年6月1日~2020年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 1,461 資本組入額 731
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2020年2月20日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第21回新株予約権

決議年月日	2017年5月16日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社従業員100名
新株予約権の数（個）	1,366
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 136,600（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,286（注）2
新株予約権の行使期間	2019年6月1日～2020年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 1,461 資本組入額 731
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。 (2)前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使することができるものとする。 当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役を任期満了により退任した場合。 定年退職その他正当な理由のある場合。 契約社員においては、労働契約書に定めた雇用期間満了により退職した場合。ただし、当社在職中の勤続年数が5年以上であることを要する。 (3)新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 (4)その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2020年2月20日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2020年4月30日）において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

## 第22回新株予約権

決議年月日	2018年5月15日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社取締役9名
新株予約権の数（個）	1,260
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 126,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,336（注）2
新株予約権の行使期間	2020年6月1日～2025年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 1,529 資本組入額 765
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2020年2月20日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年4月30日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。



第23回新株予約権

決議年月日	2018年5月15日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社従業員587名
新株予約権の数（個）	9,713 [9,589]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 971,300 [958,900]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,336（注）2
新株予約権の行使期間	2020年6月1日～2025年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 1,529 資本組入額 765
新株予約権の行使の条件	<p>(1)新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。</p> <p>(2)前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役を任期満了により退任した場合。</p> <p>定年退職その他正当な理由のある場合。</p> <p>契約社員においては、労働契約書に定めた雇用期間満了により退職した場合。ただし、当社在職中の勤続年数が5年以上であることを要する。</p> <p>(3)新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>(4)その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2020年2月20日）における内容を記載しております。当事業年度末日から提出日の前月末現在（2020年4月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

## 第24回新株予約権

決議年月日	2019年5月14日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社取締役2名
新株予約権の数（個）	120
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 12,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,336（注）2
新株予約権の行使期間	2021年6月1日～2025年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 1,388 資本組入額 694
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2020年2月20日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年4月30日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第25回新株予約権

決議年月日	2019年5月14日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社従業員98名
新株予約権の数（個）	1,014 [1,008]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 101,400 [100,800]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,336（注）2
新株予約権の行使期間	2021年6月1日～2025年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 1,388 資本組入額 694
新株予約権の行使の条件	<p>(1)新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。</p> <p>(2)前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役を任期満了により退任した場合。</p> <p>定年退職その他正当な理由のある場合。</p> <p>契約社員においては、労働契約書に定めた雇用期間満了により退職した場合。ただし、当社在職中の勤続年数が5年以上であることを要する。</p> <p>(3)新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>(4)その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2020年2月20日）における内容を記載しております。当事業年度末日から提出日の前月末現在（2020年4月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第26回新株予約権

決議年月日	2020年5月12日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社取締役であって取締役会で定める者
新株予約権の数（個）	100
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 10,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	未定（注）2
新株予約権の行使期間	2022年6月1日～2025年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 未定 資本組入額 未定
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議により決定する。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1 合計10,000株を一年間の上限とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

- 2 1株あたりの行使価額（行使時の払込金額。以下において同じ）は、新株予約権を発行する日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）と新株予約権を発行する日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。）および1,336円のいずれか高い金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

4 提出日現在、新株予約権割当契約を取り交わしておりません。



第27回新株予約権

決議年月日	2020年5月12日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社従業員であって取締役会で定める者
新株予約権の数（個）	2,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 200,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	未定（注）2
新株予約権の行使期間	2022年6月1日～2025年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 未定 資本組入額 未定
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。 (2)前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権を行使することができるものとする。 当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役を任期満了により退任した場合。 定年退職その他正当な理由のある場合。 契約社員においては、労働契約書に定めた雇用期間満了により退職した場合。ただし、当社在職中の勤続年数が5年以上であることを要する。 (3)新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 (4)その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議により決定する。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1 合計200,000株を一年間の上限とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

- 2 1株あたりの行使価額（行使時の払込金額。以下において同じ）は、新株予約権を発行する日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）と新株予約権を発行する日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。）および1,336円のいずれか高い金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

4 提出日現在、新株予約権割当契約を取り交わしておりません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2007年2月21日 ～ 2008年2月20日(注)	61,800	69,588,856	32	2,523	32	2,321

(注) ストックオプションの権利行使による増加であります。

## (5) 【所有者別状況】

2020年2月20日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		33	27	209	143	64	54,059	54,535	
所有株式数 (単元)		111,363	5,250	143,617	70,906	170	363,986	695,292	59,656
所有株式数 の割合(%)		16.0	0.8	20.7	10.2	0.0	52.3	100.0	

(注) 1 自己株式7,494,537株は、「個人その他」に74,945単元、「単元未満株式の状況」に37株含まれておりま  
す。

2 2010年9月27日開催の取締役会にて導入を決議した「株式給付信託(J-ESOP)」に係る資産管理サービス信  
託銀行株式会社(信託E口)所有の当社株式226,700株を自己株式数に含めて記載しております。

3 上記「その他の法人」および「単元未満株式の状況」には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ33単  
元および50株含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

2020年2月20日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
友好エステート株式会社	兵庫県姫路市元塩町38番地1	9,628.5	15.51
大村 禎 史	兵庫県姫路市	4,846.9	7.81
大村 浩 一	兵庫県姫路市	3,752.4	6.04
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ 棟	1,865.8	3.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,789.1	2.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,361.4	2.19
BRITISH EMPIRE TRUST PLC (常任代理人:株式会社みずほ銀行決済営業部)	51 NEW NORTH ROAD EXETER DEVON EX4 4EP UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	1,239.3	2.00
ハリマ共和物産株式会社	兵庫県姫路市飾東町庄313	1,200.0	1.93
住友不動産株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目4-1	1,126.1	1.81
大村 泰 子	兵庫県姫路市	1,074.7	1.73
計	-	27,884.4	44.91

- (注) 1 大株主の状況については、信託財産等を合算(名寄せ)せず、株主名簿の記載通りに表示しております。
- 2 上記のほか当社所有の自己株式7,494.5千株があります。
- 3 2010年9月27日開催の取締役会にて導入を決議した「株式給付信託(J-ESOP)」に係る資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)所有の当社株式226.7千株を自己株式数に含めて記載しております。
- 4 上記の所有株式数のうち、信託業務にかかる株式数は次のとおりであります。
- |                      |           |
|----------------------|-----------|
| 資産管理サービス信託銀行株式会社     | 1,865.8千株 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社   | 1,789.1千株 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 1,361.4千株 |
- 5 資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式数1,865.8千株は、株式会社みずほ銀行がみずほ信託銀行株式会社に委託した退職給付信託の信託財産を資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託したものであり、その議決権行使の指図権は株式会社みずほ銀行が留保しております。
- 6 2019年7月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、2019年7月15日現在で以下のとおり当社の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	保有株券等の 数 (千株)	株券等保有割 合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1,866.2	2.68
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	109.7	0.16
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	227.3	0.33
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	1,446.9	2.08
計		3,650.1	5.25

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2020年2月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,494,500	2,267	(注)1、2
完全議決権株式(その他)	普通株式 62,034,700	620,347	(注)1、3
単元未満株式	普通株式 59,656		
発行済株式総数	69,588,856		
総株主の議決権		622,614	

(注)1 100株につき、1個の議決権を有しております。

2 当社所有の自己株式が7,267,800株、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式が226,700株含まれております。

3 証券保管振替機構名義の株式が3,300株(議決権33個)含まれております。

## 【自己株式等】

2020年2月20日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266番地の1	7,267,800	226,700	7,494,500	10.77
計		7,267,800	226,700	7,494,500	10.77

(注) 他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名または名称	名義人の住所
「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として拠出	資産管理サービス信託銀行 株式会社(信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8 -12 晴海アイランド トリトンスクエア オフィ スタワーZ棟

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

1. 当該従業員株式所有制度の概要

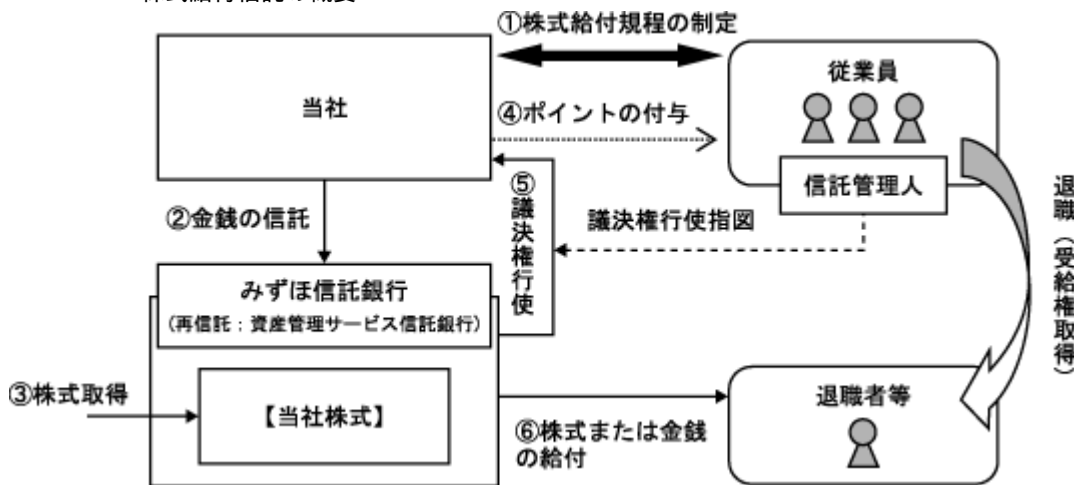
当社は従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価および業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」という）を導入しております。

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が退職した場合に当該退職者等に対し当社株式または当社株式の時価相当の金銭（以下「当社株式等」という）を給付する仕組みです。

当社は、従業員に勤続と職階に応じてポイントを付与し、従業員の退職時等に累積したポイントに相当する当社株式等を給付します。退職者等に対し給付する株式等については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

株式給付信託の概要



当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。

当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）（以下「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。

信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。

当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、勤続と職階に応じて「ポイント」を付与します。

また当社は、ポイントが付与した年度において、付与ポイントに応じて会計上適切に費用処理します。

信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。

従業員は、退職時等に信託銀行から、累積した「ポイント」に相当する当社株式（またはそれに相当する金銭）の給付を受けます。

2. 従業員等に取得させる予定の株式の総数

2020年2月20日現在において、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式は、前事業年度末から900株減少して226,700株であります。

3. 本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

勤続年数が5年以上を経過している正社員であります。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号および第7号に該当する普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2019年3月15日)での決議状況 (取得期間2019年3月18日~2019年5月7日)	1,346,000	1,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	1,042,100	999
残存決議株式の総数および価額の総額	303,900	0
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	22.6	0.0
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	22.6	0.0

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	12	0
当期間における取得自己株式		

(注) 「当期間における取得自己株式」欄には、2020年5月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式買取による自己株式数は含めておりません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況および保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他(退職に伴う給付信託口分 の減少)	900	0	500	0
保有自己株式数	7,494,537		7,494,037	

(注) 1 当期間における「保有自己株式数」欄には、2020年5月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による株式数および単元未満株式の買増請求により売渡した株式数は含めておりません。  
2 当事業年度および当期間における保有自己株式数には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式が含まれております。

### 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しており、業績や今後の出店計画等を考慮したうえで、安定した配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、基本方針のもと、期末配当金は1株当たり11円とし、中間配当金(10円)と合わせて21円となりました。これにより、配当性向は121.3%となっております。

当事業年度の内部留保資金につきましては、新規出店店舗の設備投資資金等に充当し、今後の事業基盤の拡充に備える所存であります。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会決議に基づき行うことができる旨を定款で定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
2019年9月25日 取締役会決議	623	10
2020年5月12日 定時株主総会決議	685	11

- (注) 1 2019年9月25日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下「信託口」という)に対する配当金2百万円を含んでおります。
- 2 2020年5月12日株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく信託口に対する配当金2百万円を含んでおります。



#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の健全化、迅速化および透明性の向上を図るために、コーポレート・ガバナンスの充実は重要な経営課題の一つであると認識するとともに、企業としての社会的責任であると考えております。

企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

取締役会は7名で構成されておりますが、経営の透明性、公正性をさらに高めるために、そのうち2名を社外取締役としております。取締役会は原則月1回開催され、取締役会決議事項の決定および職務執行状況の監督等をしております。なお、議長は代表取締役であります。構成員につきましては「(2) 役員状況 役員一覧」に記載しております。

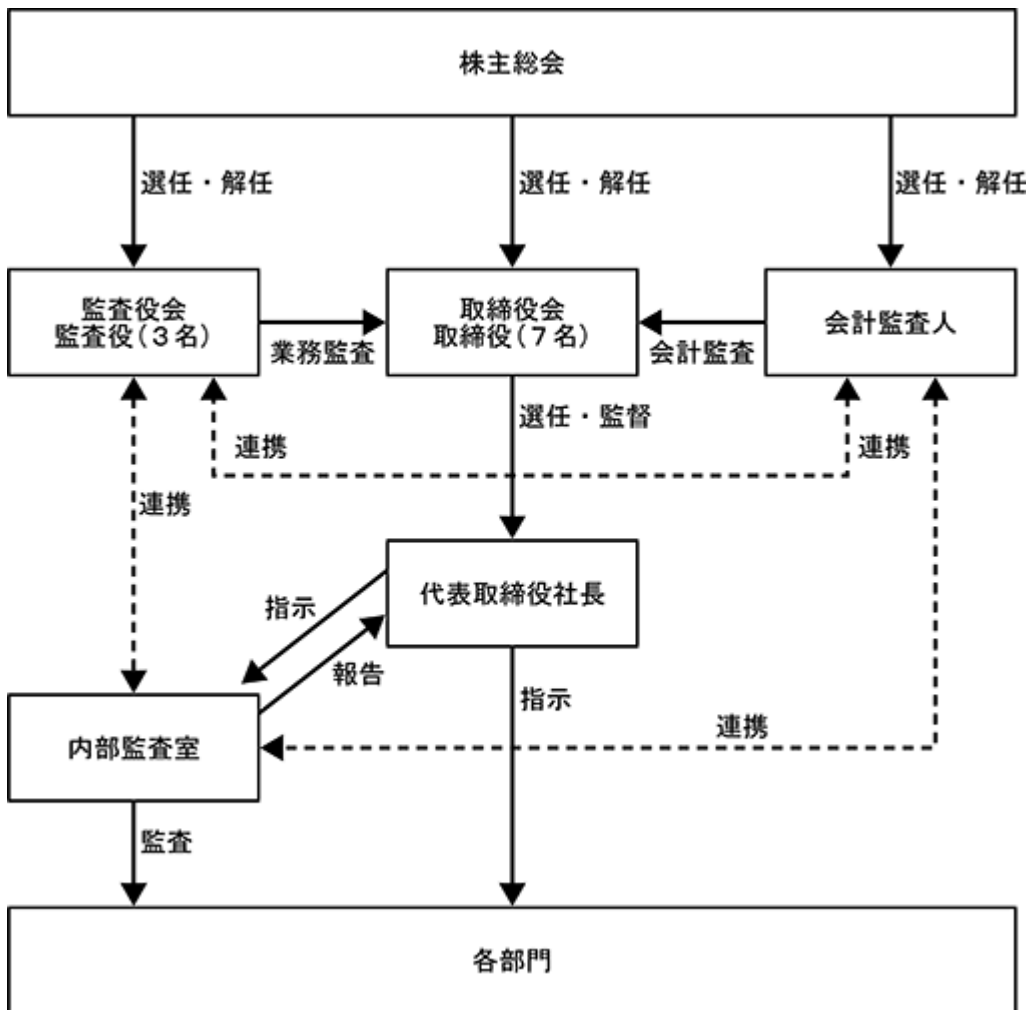
当社は監査役制度を採用しておりますが、監査役機能強化のため監査役会を構成している3名のうち2名は社外監査役であります。監査役は定期的に監査役会を開催し、監査に関する重要事項について協議を行い、業務執行の適法性チェックを中心に会計監査人との連携を緊密にとり、経営の透明性向上を図っております。構成員につきましては「(2) 役員状況 役員一覧」に記載しております。

また、社長直轄の内部監査室2名が社内業務監査を実施し、各部署が法令、内部規程に照らし適正に職務を執行しているかを社長に報告するとともに、指摘事項について、適切に改善されているかをフォローアップしております。また、内部監査室は、監査役・会計監査人とも連携し、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

会計監査人として、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立した立場から会計に関する監査を受けております。

以上のような企業統治の体制を採用することにより、当社は、監査役会設置会社として、十分なコーポレート・ガバナンスが達成できると考えております。

当社の統治体制を図で示すと以下のようになります。



#### 企業統治に関するその他事項

当社は財務報告に係る内部統制基本方針を制定しており、内部統制制度の運用においては内部統制委員会およびタスクフォースにより、その内容と実施状況を検証しております。内部統制委員会は概ね月1回開かれ、各部署における内部統制責任者をはじめ、監査役および内部監査室も参加して財務報告に係る内部統制の有効性を高めております。

当社は企業価値を保全することを目的として、企業価値を損なう可能性のあるリスクについて、予防、発生時の対応、再発防止策等を定めたりリスク管理規程を制定しております。

コンプライアンス面では、従業員行動規範および各部署毎の行動規範マニュアルを制定し、社内の倫理観醸成を図っております。また、社内における情報の周知徹底と透明性の向上を目的とした社報規程を制定し、総務部が主体となって全社の従業員が必要な情報を共有する体制をとっており、周知の必要がある情報を社報にまとめ、イントラネットで各部・各個人に伝達しております。

その他、業務の適正を確保する体制を次のとおり整備しております。

#### (イ) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

個人情報保護規程および内部情報管理規程等コンプライアンス体制に関連する各規程を役職員が法令・定款および社会的規範を遵守した行動をとるための行動規範とし、その徹底を図るため、コンプライアンスの取り組みの方向性などについて取締役会で決定します。内部監査室は取締役会の決定に基づいて、コンプライアンスの状況を監査します。また、法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段として、内部通報の窓口を設置・運営します。

#### (ロ) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存・管理します。取締役および監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

(ハ)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社の事業に関するコンプライアンスおよび各種リスクについては、組織横断的なリスク状況の監視および全社的対応の方向性を取締役会で決定します。その結果を踏まえ、それぞれの担当部署にて、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとします。なお、新たに生じたリスクへの対応については、必要に応じて、社長が対応責任者となる取締役を定めます。また、内部監査室は各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施します。

(ニ)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を企業理念や中期経営計画として定めます。各業務執行取締役はその目標達成のために各部門の目標数値、課題および具体的施策を決定し、会社の意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を提案します。取締役会はITを活用して定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

(ホ)当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現時点では企業集団を形成しておらず、該当事項はありません。

(ヘ)監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができます。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人は取締役の指揮命令は受けないものとします。

(ト)取締役および使用人が監査役会に報告するための体制・その他の監査役への報告に関する体制

取締役会は、取締役または使用人が、監査役会に対して、法定の事項および当社に重大な影響を及ぼす事項に加え、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容についても必要に応じて報告する体制を整備します。

(チ)その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握する為、内部監査室および会計監査人と緊密な連携をとりながら、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて社長、各取締役および使用人に説明を求めることとします。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

また、当社は、自己株式の取得について、財務政策等の経営施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

取締役会の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項の規定により、特別決議については議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

## (2) 【役員の状況】

## 役員一覧

男性9名 女性1名 (役員のうち女性の比率10.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	大村 禎史	1955年2月7日生	1979年3月 京都大学大学院工学研究科修士課程修了 1979年4月 山陽特殊製鋼株式会社入社 1985年9月 当社入社 当社取締役 1990年4月 当社専務取締役 1996年5月 当社代表取締役副社長 2000年5月 当社代表取締役社長(現任) (他の法人等の代表状況) 友好エステート株式会社 代表取締役社長	(注)5	4,846.9
取締役 専務執行役員 社長補佐室長	大村 浩一	1987年10月31日生	2010年3月 東京大学法学部卒業 2010年4月 株式会社みずほ銀行入行 2014年3月 当社入社 2018年5月 当社経営企画室長 2018年8月 当社経営企画室長兼店舗運営本部副本部長 2019年1月 当社執行役員社長補佐室長 2019年2月 当社執行役員社長補佐室長兼商品監査部長 2019年5月 当社取締役執行役員社長補佐室長兼商品監査部長 2019年6月 当社取締役執行役員社長補佐室長兼コントローラー兼商品監査部長 2020年1月 当社取締役専務執行役員社長補佐室長(現任)	(注)5	3,752.4
取締役 常務執行役員 店舗運営本部長	坂本 和徳	1958年8月27日生	1983年3月 広島大学大学院工学研究科修士課程修了 1983年4月 松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)入社 2014年7月 当社入社 2014年8月 当社商品本部雑貨商品本部玩具商品部長 2015年6月 当社商品本部雑貨商品本部副本部長兼玩具商品部長 2017年8月 当社店舗運営本部長 2017年9月 当社執行役員店舗運営本部長 2018年5月 当社取締役執行役員店舗運営本部長 2019年5月 当社取締役常務執行役員店舗運営本部長(現任)	(注)5	

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 執行役員 社長室長	大村 禎 昭	1959年11月17日生	1983年3月 1983年4月 1991年1月 2000年11月 2015年6月 2015年9月 2017年2月 2017年4月 2018年2月 2018年5月 2019年9月 2020年1月	京都大学工学部卒業 富士通株式会社入社 有限会社白浜鑄鉄工業所入社 雄山商事株式会社(現雄山株式会 社)入社 当社入社 当社管理本部業務システム改革 部長 当社執行役員業務システム改革 部長 当社執行役員商品本部副部長 兼業務システム改革部長 当社執行役員社長室(新大阪本 部管掌)兼業務システム改革部 長 当社取締役執行役員商品本部長 当社取締役執行役員商品本部長 兼衣料商品事業部長 当社取締役執行役員社長室長 (現任)	(注)5	17.1
取締役 執行役員 東日本店舗開発事業部長 兼東日本事務所長	松尾 光 晃	1960年12月15日生	1983年3月 1983年4月 2008年3月 2011年2月 2013年5月 2015年3月 2016年2月 2017年8月 2018年4月 2018年10月 2019年3月 2019年6月 2020年2月	京都産業大学経済学部卒業 当社入社 当社管理本部人事部長 当社執行役員管理本部人事部長 当社取締役人事部長 当社取締役管理本部長 当社取締役店舗運営本部長 当社取締役執行役員人財採用・ 人事業務本部長 当社取締役執行役員人財採用部 長兼スーパーバイザー統括部長 当社取締役執行役員商品監査部 長 当社取締役執行役員東日本店舗 開発事業部長兼北関東・新潟店 舗開発部長兼東日本事務所長 当社取締役執行役員東日本店舗 開発事業部長兼埼玉・千葉・茨 城・栃木店舗開発部長兼東日本 事務所長 当社取締役執行役員東日本店舗 開発事業部長兼東日本事務所長 (現任)	(注)5	23.8
取締役	菅尾 英 文	1947年8月31日生	1972年3月 1976年3月 1982年6月 1994年5月 2007年6月 2012年6月 2019年6月	一橋大学法学部卒業 一橋大学社会学部卒業 菅尾法律事務所(現菅尾・岩見法 律事務所)開設(現在に至る) 当社取締役(現任) 沢井製菓株式会社社外監査役 同社社外取締役 同社社外取締役退任	(注)5	24.5

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	濱田 聡	1952年10月3日生	1976年3月 1976年4月 1981年8月 1984年9月 1994年5月 2005年6月 2014年9月 2015年6月 2016年5月 2018年6月	一橋大学商学部卒業 監査法人中央会計事務所入所 監査法人朝日会社(現有限責任あずさ監査法人)入社 公認会計士濱田聡経営会計事務所開設(現在に至る) 当社監査役 WDB株式会社(現WDBホールディングス株式会社)社外監査役 ハマダ税理士法人設立(現在に至る) グローリー株式会社社外監査役(現任) 当社取締役(現任) WDBホールディングス株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)5	-
常勤監査役	長谷川 壽人	1953年11月17日生	1977年3月 1977年4月 2005年5月 2008年9月 2010年5月 2013年5月 2016年2月 2017年1月 2017年5月	大阪経済大学経済学部卒業 当社入社 当社取締役経理部長 当社取締役店舗運営本部長 当社常務取締役管理本部長 当社専務取締役組織開発室長兼商品本部長兼物流本部長兼業務システム室長 当社専務取締役店舗開発本部長兼組織改革室長 当社取締役専務執行役員人財スカウト室長 当社常勤監査役(現任)	(注)6	60.0
常勤監査役	大橋 一喜	1940年3月17日生	1963年3月 1963年4月 1992年11月 1994年6月 1996年6月 1997年6月 2000年5月 2003年8月 2005年5月 2007年5月	早稲田大学第一政治経済学部卒業 山陽特殊製鋼株式会社入社 同社関連事業部長 サントク運輸株式会社出向 同社取締役総務部長 同社常務取締役 株式会社サントク人材センター出向 同社代表取締役社長 姫路経営者協会専務理事 当社契約顧問 当社監査役 当社常勤監査役(現任)	(注)6	14.0

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
監査役	森 か お る	1961年 5月16日生	1984年 3月	慶應義塾大学経済学部卒業	(注) 7	-
			1986年10月	監査法人中央会計事務所入所		
			1993年 9月	長谷川三夫税理士事務所(現サン税理士法人)入所		
			2006年 1月	長谷川・森会計事務所(現サン税理士法人)所長		
			2010年 3月	福伸電機株式会社社外監査役(現任)		
			2016年 5月	当社監査役(現任)		
			2018年 7月	サン税理士法人設立		
			2019年 6月	同法人代表社員(現任)		
計						8,738.8

- (注) 1 取締役菅尾英文氏および濱田聡氏は社外取締役であります。
- 2 常勤監査役大橋一喜氏および監査役森かおる氏は社外監査役であります。
- 3 取締役専務執行役員大村浩一氏は、代表取締役社長大村禎史氏の長男であります。
- 4 取締役執行役員大村禎昭氏は、代表取締役社長大村禎史氏の実弟であります。
- 5 任期は、2019年2月期に係る定時株主総会終結の時から2021年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 任期は、2017年2月期に係る定時株主総会終結の時から2021年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 7 任期は、2019年2月期に係る定時株主総会終結の時から2023年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 8 当社では、業務執行責任を明確化し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることを目的として執行役員制度を導入しております。上記以外の執行役員は9名で、育児雑貨商品本部長兼商品本部計数管理室長飛永龍生氏、実用衣料商品本部長小紫靖氏、服飾雑貨・寝具商品本部長榎本雅一氏、アウター商品本部長池之上靖成氏、西日本店舗開発事業部長石井義人氏、経理部長兼財務室長尼子文章氏、総務部長春井克公氏、人事部長高橋宗隆氏、法務部長大塚隼氏であります。

#### 社外役員の状況

当社は社外取締役を2名、社外監査役を2名おいておりますが、当社との間には特別の利害関係はありません。

菅尾英文氏は弁護士であり、弁護士としての豊富な経験と見識により社外取締役としての職務を適切に遂行可能であると判断し選任しております。同氏は菅尾・岩見法律事務所所長であります。同事務所と当社との間には特別の利害関係はありません。

濱田聡氏は公認会計士の資格を有しており、公認会計士としての豊富な経験と見識により、社外取締役としての職務を適切に遂行可能であると判断し選任しております。同氏は濱田聡経営会計事務所所長並びにハマダ税理士法人代表社員であります。同事務所並びに同法人と当社との間には特別の利害関係はありません。またWDBホールディングス株式会社の社外取締役並びにグローリー株式会社の社外監査役であります。WDBホールディングス株式会社と当社との間には特別の利害関係はありません。当社はグローリー株式会社の株式を保有しており、その持株比率は1%未満であります。同社は当社株式を保有しており、その持株比率は1%未満であります。

大橋一喜氏は、直接会社の経営に関与した経営者経験から、豊富な経験と見識を反映することで社外監査役としての職務を適切に遂行可能と判断し選任しております。

森かおる氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有することから、社外監査役としての職務を適切に遂行可能であると判断し選任しております。同氏はサン税理士法人代表社員並びに福伸電機株式会社の社外監査役であります。同法人並びに同社と当社との間には特別の利害関係はありません。

また、当社は社外取締役および社外監査役を選任するにあたり、独立性に関する基準または方針は特に設けていませんが、選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にするとともに、法務や財務および会計等の専門性を重視しております。なお、社外取締役および社外監査役全員を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査および会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役または社外監査役は、各監査における重要事項について報告を受け、取締役会や監査役会などを通じて必要に応じて意見を述べることで、経営の監督を行っております。また、社外監査役は、会計監査人、内部統制統括責任者および内部監査室と相互連携を図り、情報収集と意見交換を行っております。

### (3) 【監査の状況】

#### 監査役監査の状況

監査役会は社内監査役1名、社外監査役2名で構成されております。監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、内部監査室および会計監査人と緊密な連携をとりながら、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて社長、各取締役および使用人に説明を求めることとしております。

また、監査役と会計監査人は、通常の会計監査の過程において意見交換・問題点の情報共有を図っております。具体的には、年間の監査計画策定時、および内部監査室が同席する監査報告会において、定期的に協議の場をもっております。その他、実査・立会など会計監査人の監査手続実施時に同席するなどして、会計監査人と情報交換をしております。

監査役と内部監査室は月次で定例ミーティングを開催し情報の共有を図ることで、相互補完的な内部監査を実施し、内部統制を有効なものにしております。

#### 内部監査の状況

社長直轄の独立部署として内部監査室を設置しており、2名で構成されております。内部監査室は、当社の業務が諸法規、経営方針、諸規程、業務マニュアル等の規則に準拠して実施されているかを監査するとともに、財産の実態を監査し、経営の合理化および業務の適正な遂行を図るための指摘、改善等についての意見を社長に提出し、あわせて関係部門に必要な措置を要請することによって、経営効率の向上と社内管理体制の確立および当社の財産の保全を図っております。また、社長に報告された内容は、監査調書で内部統制統括責任者にも提出され、内部統制統括責任者との情報の共有を図っております。これらの監査における内部統制統括責任者への伝達事項は、内部監査室と監査役のミーティングでも報告され、緊密な相互連携を確保しています。なお、内部監査規程において、監査役および会計監査人との協調協力を図り、監査業務を円滑に効果的に行うことを定めております。

監査役と内部監査室は月次で定例ミーティングを開催し情報の共有を図ることで、相互補完的な内部監査を実施し、内部統制を有効なものにしております。

#### 会計監査の状況

##### a．監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### b．業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 和田 朝喜

指定有限責任社員 業務執行社員 川添 健史

##### c．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他6名であります。



d．監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定に際しては、監査業務の品質、他業種・他社における豊富な監査経験、関連するサービスの充実度、監査報酬の妥当性を総合的に評価し、会計監査人に選定しております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

e．監査役および監査役会による監査法人の評価

監査役会は、会計監査人の独立性、品質管理の状況、職務遂行体制の適切性、監査の実施状況を監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めることにより、評価を行っております。

監査報酬の内容等

a．監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
40		40	

b．監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a．を除く）

該当事項はありません。

c．その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d．監査報酬の決定方針

監査公認会計士等より提示された監査計画および監査報酬見積資料に基づき、監査役会の同意を得たうえで、監査公認会計士等と協議し決定しております。

e．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などの検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役に対する報酬限度額は、1996年5月20日の定時株主総会決議により年額200,000千円以内（決議当時の員数7名）、その他ストックオプション報酬額として2007年5月15日の定時株主総会決議により年額68,520千円以内（うち社外取締役2,500千円以内、決議当時の員数6名）、監査役に対する報酬限度額は、2005年5月17日の定時株主総会決議により年額30,000千円以内となっております（決議当時の員数4名）。2019年5月14日開催の取締役会にて、各取締役の報酬額は、取締役会により一任された代表取締役社長が、当該取締役の役位、管掌部署や全社の業績などを勘案して決定しております。2019年5月14日開催の監査役会にて、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金等	
取締役 (社外取締役を除く。)	137	127	8		1	8
監査役 (社外監査役を除く。)	12	12				1
社外役員	26	26	0			4

(注) 1. 上記には、2019年5月14日開催の第63回定時株主総会の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。  
2. 退職慰労金等の内容は、確定拠出年金の掛金であります。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、相手企業との協力関係や信頼関係の強化等を目的として、中長期的視点から企業価値向上に必要と判断した会社の株式を保有することにしております。また、取締役会において、個別の銘柄ごとに保有目的、取引状況、経済合理性等を勘案して、保有の適否を検証しております。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	9	4,776

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式以外の株式	1	37	取引関係の一層の強化のため、株式数を増加しております。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

## c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

## 特定投資株式

銘柄	当事業年度		前事業年度		保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
住友不動産株式会社	439,000	439,000	店舗開発等に係る取引関係の維持・強化のため	有		
	1,751	1,866				
大和ハウス工業株式会社	275,900	275,900	店舗開発等に係る取引関係の維持・強化のため	有		
	910	935				
株式会社ナカワ	102,200	102,200	店舗開発等に係る取引関係の維持・強化のため	有		
	676	567				
ハリマ共和物産株式会社	311,400	289,700	物流業務等に係る取引関係の維持・強化が目的であり、同社は、当社の物流戦略上、重要な取引先であるため、取引関係の一層の強化のため、株式数を増加しております。	有		
	529	487				
グローリー株式会社	132,800	132,800	店舗設備に係る取引関係の維持・強化のため	有		
	419	350				
みずほリース株式会社	101,500	101,500	リース・割賦取引に係る取引関係の維持・強化のため	有		
	326	274				
株式会社みずほ フィナンシャルグループ	1,000,000	1,000,000	主要な取引銀行との取引関係の維持・強化のため	無		
	158	176				
第一生命ホールディングス株式会社	1,300	1,300	保険業務に係る取引関係の維持・強化のため	無		
	2	2				
株式会社T&D ホールディングス	1,600	1,600	保険業務に係る取引関係の維持・強化のため	無		
	1	2				

(注) 1 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、個別の銘柄ごとに保有目的、取引状況、経済的合理性等を総合的に検証する方針です。

2 興銀リース株式会社は、2019年10月1日付でみずほリース株式会社に社名変更しております。

## みなし保有株式

該当事項はありません。

## 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式	1	52	1	52

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	1		

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年2月21日から2020年2月20日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

### 3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入する他、会計専門誌の定期購読、各種セミナーへの参加をしております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年2月20日)	当事業年度 (2020年2月20日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	43,586	41,360
売掛金	2,462	3,398
商品	24,772	27,507
未着商品	721	941
前払費用	369	415
1年内回収予定の建設協力金	953	870
預け金	2,182	737
その他	386	516
流動資産合計	75,434	75,747
固定資産		
有形固定資産		
建物	8,946	9,710
減価償却累計額	5,032	5,232
建物(純額)	3,914	4,478
構築物	3,095	3,051
減価償却累計額	2,336	2,328
構築物(純額)	759	723
機械及び装置	113	115
減価償却累計額	64	70
機械及び装置(純額)	49	44
車両運搬具	14	15
減価償却累計額	14	2
車両運搬具(純額)	0	13
什器備品	6,804	6,842
減価償却累計額	5,868	5,973
什器備品(純額)	936	869
土地	3,022	3,529
リース資産	1,380	1,363
減価償却累計額	655	859
リース資産(純額)	725	504
建設仮勘定	255	236
有形固定資産合計	9,663	10,398
無形固定資産		
ソフトウェア	892	964
リース資産	41	28
電話加入権	34	32
その他	2	2
無形固定資産合計	970	1,027

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年2月20日)	当事業年度 (2020年2月20日)
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	6,505	7,180
出資金	0	0
長期前払費用	834	637
繰延税金資産	883	945
建設協力金	4,341	3,694
敷金及び保証金	4,462	4,599
その他	1 198	1 222
貸倒引当金	27	26
投資その他の資産合計	17,199	17,254
<b>固定資産合計</b>	<b>27,832</b>	<b>28,680</b>
<b>資産合計</b>	<b>103,267</b>	<b>104,428</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形	809	834
電子記録債務	22,575	24,051
買掛金	8,674	9,259
リース債務	302	277
未払金	3,475	3,501
未払費用	81	81
未払法人税等	531	550
未払消費税等	39	240
預り金	222	220
賞与引当金	680	693
設備関係支払手形	368	219
その他	1 336	1 384
流動負債合計	38,098	40,315
<b>固定負債</b>		
リース債務	508	282
退職給付引当金	717	759
役員退職慰労引当金	367	339
資産除去債務	1,247	1,290
その他	515	682
固定負債合計	3,356	3,354
<b>負債合計</b>	<b>41,454</b>	<b>43,669</b>



(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年2月20日)	当事業年度 (2020年2月20日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,523	2,523
資本剰余金		
資本準備金	2,321	2,321
その他資本剰余金	85	85
資本剰余金合計	2,406	2,406
利益剰余金		
利益準備金	132	132
その他利益剰余金		
圧縮積立金	44	42
特別償却準備金	20	9
別途積立金	59,558	60,440
繰越利益剰余金	2,909	1,803
利益剰余金合計	62,665	62,427
自己株式	6,335	7,334
株主資本合計	61,259	60,022
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	294	348
繰延ヘッジ損益	9	33
評価・換算差額等合計	304	382
新株予約権	249	354
純資産合計	61,812	60,758
負債純資産合計	103,267	104,428

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年 2月21日 至 2019年 2月20日)	当事業年度 (自 2019年 2月21日 至 2020年 2月20日)
売上高	138,167	142,954
売上原価		
商品期首たな卸高	23,965	25,493
当期商品仕入高	89,242	96,043
合計	113,208	121,536
商品期末たな卸高	25,493	28,448
商標権使用料	452	160
他勘定振替高	1 47	1 70
売上原価合計	2 88,120	2 93,178
売上総利益	50,046	49,776
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	3,175	3,344
運送費	3,102	3,288
役員報酬	192	165
従業員給料	11,005	11,329
従業員賞与	662	666
賞与引当金繰入額	680	693
役員退職慰労引当金繰入額	21	-
地代家賃	15,192	15,639
水道光熱費	2,510	2,389
減価償却費	1,305	1,345
アウトソーシング費用	1,756	1,850
貸倒引当金繰入額	21	-
その他	8,951	9,637
配送料負担受入額	3 2,135	3 2,481
販売費及び一般管理費合計	46,444	47,867
営業利益	3,602	1,908
営業外収益		
受取利息	78	79
受取配当金	80	89
期日前決済割引料	4 38	4 40
受取補償金	49	99
雑収入	108	152
営業外収益合計	356	462
営業外費用		
支払利息	9	7
支払手数料	5	4
売電費用	8	7
雑損失	0	1
営業外費用合計	23	21
経常利益	3,935	2,348

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年 2月21日 至 2019年 2月20日)	当事業年度 (自 2019年 2月21日 至 2020年 2月20日)
特別利益		
受取保険金	50	105
特別利益合計	50	105
特別損失		
減損損失	5 89	5 216
店舗閉鎖損失	6 118	6 47
災害損失	7 53	7 88
特別損失合計	262	351
税引前当期純利益	3,723	2,102
法人税、住民税及び事業税	1,526	1,121
法人税等調整額	16	96
法人税等合計	1,542	1,025
当期純利益	2,181	1,077

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年2月21日 至 2019年2月20日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,523	2,321	75	2,396
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
圧縮積立金の取崩				
特別償却準備金の取崩				
別途積立金の積立				
自己株式の取得				
自己株式の処分			9	9
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計			9	9
当期末残高	2,523	2,321	85	2,406

	株主資本					
	利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計
		その他利益剰余金				
		圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	132	46	31	56,121	5,498	61,829
当期変動額						
剰余金の配当					1,345	1,345
当期純利益					2,181	2,181
圧縮積立金の取崩		2			2	
特別償却準備金の取崩			11		11	
別途積立金の積立				3,437	3,437	
自己株式の取得						
自己株式の処分						
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計		2	11	3,437	2,588	835
当期末残高	132	44	20	59,558	2,909	62,665

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	5,266	61,483	564	63	501	161	62,145
当期変動額							
剰余金の配当		1,345					1,345
当期純利益		2,181					2,181
圧縮積立金の取崩							
特別償却準備金の取崩							
別途積立金の積立							
自己株式の取得	1,099	1,099					1,099
自己株式の処分	30	40					40
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			269	72	197	88	108
当期変動額合計	1,069	224	269	72	197	88	333
当期末残高	6,335	61,259	294	9	304	249	61,812

当事業年度(自 2019年2月21日 至 2020年2月20日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,523	2,321	85	2,406
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
圧縮積立金の取崩				
特別償却準備金の取崩				
別途積立金の積立				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計			0	0
当期末残高	2,523	2,321	85	2,406

	株主資本					
	利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計
		その他利益剰余金				
		圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	132	44	20	59,558	2,909	62,665
当期変動額						
剰余金の配当					1,315	1,315
当期純利益					1,077	1,077
圧縮積立金の取崩		1			1	
特別償却準備金の取崩			11		11	
別途積立金の積立				882	882	
自己株式の取得						
自己株式の処分						
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計		1	11	882	1,106	237
当期末残高	132	42	9	60,440	1,803	62,427

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	6,335	61,259	294	9	304	249	61,812
当期変動額							
剰余金の配当		1,315					1,315
当期純利益		1,077					1,077
圧縮積立金の取崩							
特別償却準備金の取崩							
別途積立金の積立							
自己株式の取得	999	999					999
自己株式の処分	0	0					0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			53	24	77	105	183
当期変動額合計	999	1,236	53	24	77	105	1,053
当期末残高	7,334	60,022	348	33	382	354	60,758

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年 2月21日 至 2019年 2月20日)	当事業年度 (自 2019年 2月21日 至 2020年 2月20日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	3,723	2,102
減価償却費	1,313	1,352
減損損失	89	216
災害損失	53	88
受取保険金	50	105
店舗閉鎖損失	118	47
貸倒引当金の増減額(は減少)	21	0
賞与引当金の増減額(は減少)	4	12
退職給付引当金の増減額(は減少)	6	42
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	21	27
受取利息及び受取配当金	173	193
支払利息	9	7
売上債権の増減額(は増加)	366	935
たな卸資産の増減額(は増加)	1,565	3,025
仕入債務の増減額(は減少)	1,333	1,747
未払金の増減額(は減少)	417	265
未払消費税等の増減額(は減少)	126	201
その他	90	252
小計	4,922	2,048
利息及び配当金の受取額	92	111
災害損失の支払額	14	14
保険金の受取額	48	75
利息の支払額	9	7
法人税等の支払額	2,141	1,099
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,899	1,113
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
固定資産の取得による支出	1,957	2,024
建設協力金及び敷金・保証金の差入による支出	577	475
建設協力金及び敷金・保証金の回収による収入	1,125	1,152
投資有価証券の取得による支出	1,750	582
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,159	1,930
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
配当金の支払額	1,345	1,315
自己株式の取得による支出	1,099	999
自己株式の処分による収入	33	-
リース債務の返済による支出	356	314
割賦債務の返済による支出	171	226
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,940	2,855
現金及び現金同等物に係る換算差額	3	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,196	3,671
現金及び現金同等物の期首残高	48,966	45,769
現金及び現金同等物の期末残高	1 45,769	1 42,097



【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1 有価証券の評価基準および評価方法
  - a 満期保有目的の債券  
...償却原価法(定額法)
  - b その他有価証券
    - 時価のあるもの  
...期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
    - 時価のないもの  
...移動平均法による原価法
- 2 デリバティブの評価基準および評価方法  
時価法
- 3 たな卸資産の評価基準および評価方法  
売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- 4 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)  
定率法  
ただし、1998年4月以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに2016年4月以降に取得した建物付属設備および構築物については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～39年
構築物	10年～20年
什器備品	3年～15年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年度から5年間で均等償却する方法によっております。
  - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)  
定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
  - (3) 長期前払費用  
定額法
  - (4) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- 5 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 6 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生した翌年度に一括して費用処理することとしております。

### (4) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、2018年5月15日付で、役員退職慰労金制度が廃止されたことにより、新規の引当計上を停止しております。

## 7 ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...為替予約

ヘッジ対象...外貨建輸入取引

### (3) ヘッジ方針

為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しております。なお、当社は投機目的のデリバティブ取引は行わないこととしております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

## 8 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

## 9 その他財務諸表作成のための重要な事項

### 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

#### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

#### (2) 適用予定日

2023年2月期の期首より適用予定であります。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」355百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」883百万円に含めて表示しております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項)

当社は、2010年9月27日開催の取締役会決議に基づき、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、株価および業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託(J-ESOP)」(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

#### (1) 取引の概要

当社は、従業員に勤続と職階に応じてポイントを付与し、従業員の退職時に累積したポイントに相当する当社株式または当社株式の時価相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)を給付します。退職者に対し給付する当社株式等については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、本制度の信託財産として分別管理するものとしております。

#### (2) 会計処理

会計処理については、従来採用していた方法を継続しております。

当社と資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下「信託口」といいます。)は一体であるとする会計処理を行っており、信託口が所有する当社株式を含む資産および負債、収益および費用については、貸借対照表および損益計算書に含めて計上しております。

#### (3) 信託口が保有する自社の株式に関する事項

信託口が保有する当社株式を、信託口における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額は、前事業年度末171百万円、当事業年度末170百万円であります。

なお、当該自己株式の期末株式数は、前事業年度末227,600株、当事業年度末226,700株であり、期中平均株式数は、前事業年度228,346株、当事業年度227,254株であります。これらの株式数につきましては、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(貸借対照表関係)

1 資金決済に関する法律に基づき供託している資産および対応する債務

(担保に供している資産)

	前事業年度 (2019年2月20日)	当事業年度 (2020年2月20日)
投資その他の資産 その他(供託金)	77百万円	97百万円

(対応する債務)

	前事業年度 (2019年2月20日)	当事業年度 (2020年2月20日)
流動負債 その他(商品券)	181百万円	217百万円

2 コミットメントライン契約

当社では資金調達の安定性を高めるため、取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年2月20日)	当事業年度 (2020年2月20日)
コミットメントライン極度額	5,000百万円	5,000百万円
借入実行残高	百万円	百万円
借入未実行残高	5,000百万円	5,000百万円

(損益計算書関係)

1 他勘定振替高の内容

(前事業年度)

西日本豪雨および台風21号により廃棄処分した商品の特別損失等への振替であります。

(当事業年度)

九州北部豪雨および台風15号、19号により廃棄処分した商品の特別損失への振替であります。

2 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

	前事業年度 (自 2018年2月21日 至 2019年2月20日)	当事業年度 (自 2019年2月21日 至 2020年2月20日)
売上原価	1,932百万円	2,492百万円

3 配送料負担受入額の内容

当社向け取引先の共同出荷センターから各店舗等への配送費用等を仕入先から受入れているものであります。

4 期日前決済割引料の内容

電子記録債務の支払期日前の決済により、電子債権買取会社から受け取った割引料であります。

5 減損損失の内訳

前事業年度(自 2018年2月21日 至 2019年2月20日)

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	場所	種類および金額	
事業用資産(店舗)	山口県他 1都1道2府19県 47店舗	建物	48百万円
		構築物	23百万円
		什器備品	3百万円
		その他	9百万円
		合計	85百万円
遊休資産	兵庫県	電話加入権	4百万円

当社は、事業用資産と遊休資産に区分し、事業用資産は事業所ごと、遊休資産は個別資産ごとにグルーピングしております。

上記の事業用資産については、継続的に営業損失を計上しており、投資額の将来の回収も見込めないため、帳簿価額を零まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

また上記の遊休資産については、将来の使用が見込めないため、帳簿価額を零まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当事業年度(自 2019年2月21日 至 2020年2月20日)

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	場所	種類および金額	
事業用資産(店舗)	北海道他 1都2府29県 87店舗	建物	90百万円
		構築物	34百万円
		什器備品	10百万円
		その他	48百万円
		合計	182百万円
事業用資産 (インターネット販売)	兵庫県	ソフトウェア	31百万円
遊休資産	兵庫県	電話加入権	2百万円

当社は、事業用資産と遊休資産に区分し、事業用資産は事業所ごと、遊休資産は個別資産ごとにグルーピングしております。

上記の事業用資産については、継続的に営業損失を計上しており、投資額の将来の回収も見込めないため、帳簿価額を零まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

また上記の遊休資産については、将来の使用が見込めないため、帳簿価額を零まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

6 店舗閉鎖損失の内訳

	前事業年度 (自 2018年2月21日 至 2019年2月20日)	当事業年度 (自 2019年2月21日 至 2020年2月20日)
賃貸借契約の解約による損失	118百万円	47百万円

7 災害損失の内訳

	前事業年度 (自 2018年2月21日 至 2019年2月20日)	当事業年度 (自 2019年2月21日 至 2020年2月20日)
たな卸資産の廃棄損失	39百万円	70百万円
店舗復旧費用	11百万円	16百万円
その他	2百万円	0百万円
合計	53百万円	88百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年2月21日 至 2019年2月20日)

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	69,588,856			69,588,856
自己株式				
普通株式(注)	5,421,321	1,062,904	30,900	6,453,325

(注) 1 当社が2010年9月27日開催の取締役会において、「株式給付信託(J-ESOP)」を導入することを決議したことに伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下「信託口」という)が2010年11月1日付で当社株式230,800株を取得しております。なお、当事業年度期首および当事業年度末の自己株式数には、信託口が保有する自社の株式がそれぞれ228,900株、227,600株含まれております。

2 (変動事由の概要)

自己株式の株式数の増加1,062,904株は、取締役会の決議による自己株式の取得1,062,800株、単元未満株式の買取による取得104株であります。

自己株式の株式数の減少30,900株は、新株予約権の権利行使による減少29,600株、従業員の退職に伴う株式給付信託口分の減少1,300株であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)			当事業年度 末残高 (百万円)
			当事業年度 期首	増加	減少	
提出会社	第14回新株予約権(注)					14
	第15回新株予約権(注)					70
	第16回新株予約権(注)					0
	第17回新株予約権(注)					18
	第18回新株予約権(注)					0
	第19回新株予約権(注)					42
	第20回新株予約権(注)					0
	第21回新株予約権(注)					21
	第22回新株予約権(注)					9
	第23回新株予約権(注)					71
合計						249

(注) ストック・オプションとしての新株予約権であります。ストック・オプションの内容および規模については、「ストック・オプション等関係」に記載しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年5月15日 定時株主総会	普通株式	708百万円	11円00銭	2018年2月20日	2018年5月16日
2018年9月26日 取締役会	普通株式	641百万円	10円00銭	2018年8月20日	2018年11月1日

(注) 1 2018年5月15日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託口が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

2 2018年9月26日取締役会決議による配当金の総額には、信託口が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

## (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年5月14日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	696百万円	11円00銭	2019年2月20日	2019年5月15日

(注) 2019年5月14日定時株主総会による配当金の総額には、信託口が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

当事業年度(自2019年2月21日至2020年2月20日)

## 1.発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	69,588,856			69,588,856
自己株式				
普通株式(注)	6,453,325	1,042,112	900	7,494,537

(注)1 当社が2010年9月27日開催の取締役会において、「株式給付信託(J-ESOP)」を導入することを決議したことに伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下「信託口」という)が2010年11月1日付で当社株式230,800株を取得しております。なお、当事業年度期首および当事業年度末の自己株式数には、信託口が保有する自社の株式がそれぞれ227,600株、226,700株含まれております。

## 2.(変動事由の概要)

自己株式の株式数の増加1,042,112株は、取締役会の決議による自己株式の取得1,042,100株、単元未満株式の買取による取得12株であります。

自己株式の株式数の減少900株は、従業員の退職に伴う株式給付信託口分の減少900株であります。

## 2.新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (百万円)
			当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	第14回新株予約権(注)					14	
	第15回新株予約権(注)					69	
	第16回新株予約権(注)					0	
	第17回新株予約権(注)					18	
	第18回新株予約権(注)					0	
	第19回新株予約権(注)					40	
	第20回新株予約権(注)					0	
	第21回新株予約権(注)					23	
	第22回新株予約権(注)					21	
	第23回新株予約権(注)					161	
	第24回新株予約権(注)					0	
	第25回新株予約権(注)					1	
合計						354	

(注) ストック・オプションとしての新株予約権であります。ストック・オプションの内容および規模については、「ストック・オプション等関係」に記載しております。

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年5月14日 定時株主総会	普通株式	696百万円	11円00銭	2019年2月20日	2019年5月15日
2019年9月25日 取締役会	普通株式	623百万円	10円00銭	2019年8月20日	2019年11月1日

- (注) 1 2019年5月14日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託口が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。
- 2 2019年9月25日取締役会決議による配当金の総額には、信託口が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年5月12日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	685百万円	11円00銭	2020年2月20日	2020年5月13日

- (注) 2020年5月12日定時株主総会による配当金の総額には、信託口が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

#### (キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年2月21日 至 2019年2月20日)	当事業年度 (自 2019年2月21日 至 2020年2月20日)
現金及び預金勘定	43,586百万円	41,360百万円
預け金勘定	2,182百万円	737百万円
現金及び現金同等物	45,769百万円	42,097百万円

#### (リース取引関係)

##### 1 ファイナンス・リース取引

###### 所有権移転外ファイナンス・リース取引

##### (1) リース資産の内容

- ・有形固定資産  
主として、店舗におけるレジ等の電子機器類であります。
- ・無形固定資産  
主として、本部における業務支援システムのソフトウェアであります。

##### (2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

##### 2 オペレーティング・リース取引

###### オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年2月20日)	当事業年度 (2020年2月20日)
1年内	8,646	8,761
1年超	7,082	6,357
計	15,728	15,119



(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用につきましては安全性の高い金融資産に限定しております。

デリバティブについては、為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しており、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

現金及び預金の一部は外貨預金であり、為替変動リスクに晒されております。

営業債権である売掛金および預け金は取引先の信用リスクに晒されております。売掛金の内容は主にクレジットカード売上に係るものであり、また、預け金の内容は、店舗売上金の日々の一時的な預入金であり、1週間以内に取引先から本社口座に入金される形式となっております。

投資有価証券は、満期保有目的の債券と主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

建設協力金、敷金及び保証金は、主に出店に係る賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務および買掛金並びに未払金はそのほとんどが4か月以内の支払期日です。また、その一部には、商品の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。

デリバティブ取引の内容は為替予約取引であり、為替相場の変動によるリスクを有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金および預け金については、定期的取引先の財務状況等の信用調査を行うとともに取引相手ごとに期日および残高の管理を行っております。

投資有価証券は、定期的な時価や発行会社の財務状況等の把握を行っております。

建設協力金、敷金及び保証金についても、定期的差入先の財務状況等の信用調査を行うことにより回収懸念の早期把握を行っております。

デリバティブ取引に係る意思決定は、「外国為替管理規程」に従い、「為替委員会」にて行われます。為替委員会は、外国為替において発生する為替リスクについて、そのリスクの回避方針、手段等の意思決定機関として設置されており、月1回の定期委員会の開催を同規程で定めております。また、同規程を受けた「外国為替取扱マニュアル」に従い経理部が為替予約に関する業務を行い、月ごとの委員会で為替予約の状況報告をすることとなっております。なお、デリバティブ取引の契約先は、当社と取引のある信用度の高い国内の銀行であるため、取引先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）を参照ください。）。

前事業年度(2019年2月20日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	43,586	43,586	
(2) 売掛金	2,462	2,462	
(3) 預け金	2,182	2,182	
(4) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,789	1,781	7
その他有価証券	4,662	4,662	
(5) 建設協力金( 1 )	5,294		
貸倒引当金( 2 )	21		
	5,273	5,679	406
(6) 敷金及び保証金( 3 )	4,463		
貸倒引当金( 2 )	5		
	4,457	4,458	0
資産計	64,414	64,813	399
(1) 支払手形	809	809	
(2) 電子記録債務	22,575	22,575	
(3) 買掛金	8,674	8,674	
(4) 未払金	3,475	3,475	
(5) 未払法人税等	531	531	
(6) 未払消費税等	39	39	
(7) リース債務( 4 )	811	811	0
負債計	36,917	36,916	0
デリバティブ取引( 5 )	13	13	

- ( 1 ) 1年内回収予定の建設協力金を含んでおります。
- ( 2 ) 建設協力金、敷金及び保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
- ( 3 ) 1年内回収予定の敷金及び保証金を含んでおります。
- ( 4 ) 1年内返済予定のリース債務を含んでおります。
- ( 5 ) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当事業年度(2020年2月20日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	41,360	41,360	
(2) 売掛金	3,398	3,398	
(3) 預け金	737	737	
(4) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	2,350	2,383	33
その他有価証券	4,776	4,776	
(5) 建設協力金( 1 )	4,564	4,896	331
(6) 敷金及び保証金( 2 )	4,600		
貸倒引当金( 3 )	5		
	4,595	4,603	8
資産計	61,783	62,155	372
(1) 支払手形	834	834	
(2) 電子記録債務	24,051	24,051	
(3) 買掛金	9,259	9,259	
(4) 未払金	3,501	3,501	
(5) 未払法人税等	550	550	
(6) 未払消費税等	240	240	
(7) リース債務( 4 )	560	559	0
負債計	38,998	38,997	0
デリバティブ取引( 5 )	47	47	

- ( 1 ) 1年内回収予定の建設協力金を含んでおります。  
( 2 ) 1年内回収予定の敷金・保証金を含んでおります。  
( 3 ) 敷金及び保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。  
( 4 ) 1年内返済予定のリース債務を含んでおります。  
( 5 ) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金および(3) 預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 建設協力金および(6) 敷金及び保証金

これらは、契約ごとの将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等および(6) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額  
(単位：百万円)

区分	2019年2月20日	2020年2月20日
非上場株式	53	53

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額  
前事業年度(2019年2月20日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	43,586			
売掛金	2,462			
預け金	2,182			
投資有価証券 満期保有目的の 債券		1,459	330	
建設協力金	953	2,621	1,293	405
敷金及び保証金	886	1,222	1,377	971
合計	50,071	5,303	3,001	1,377

(注) 建設協力金21百万円、敷金及び保証金5百万円については、償還期日を明確に把握できないため、償還予定額には含めておりません。

当事業年度(2020年2月20日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	41,360			
売掛金	3,398			
預け金	737			
投資有価証券 満期保有目的の 債券		2,020	330	
建設協力金	870	2,190	1,121	382
敷金及び保証金	1,103	1,166	1,373	951
合計	47,470	5,377	2,824	1,334

(注) 敷金及び保証金5百万円については、償還期日を明確に把握できないため、償還予定額には含めておりません。

(注4) リース債務の決算日後の返済予定額  
前事業年度(2019年2月20日)

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	302	265	199	32	9	0

当事業年度(2020年2月20日)

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	277	212	44	22	2	

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度(2019年2月20日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	844	846	2
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	945	935	10
合計	1,789	1,781	7

当事業年度(2020年2月20日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	1,340	1,374	34
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	1,010	1,008	1
合計	2,350	2,383	33

## 2. その他有価証券

前事業年度(2019年2月20日)

区分	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,102	2,438	663
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,559	1,799	239
合計		4,662	4,237	424

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額53百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2020年2月20日)

区分	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,444	2,773	671
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,332	1,501	169
合計		4,776	4,275	501

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額53百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

## 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前事業年度(自 2018年2月21日 至 2019年2月20日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	2,239百万円		13百万円
合計			2,239百万円		13百万円

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当事業年度(自 2019年2月21日 至 2020年2月20日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	1,928百万円		47百万円
合計			1,928百万円		47百万円

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

(退職一時金制度)

1 採用している退職給付制度の概要

退職金支給細則に基づく退職一時金制度を採用しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前事業年度 (自 2018年 2月21日 至 2019年 2月20日)	当事業年度 (自 2019年 2月21日 至 2020年 2月20日)
退職給付債務の期首残高	575	601
勤務費用	52	49
利息費用	3	3
数理計算上の差異の発生額	7	17
退職給付の支払額	21	15
退職給付債務の期末残高	601	656

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(百万円)	
	前事業年度 (2019年 2月20日)	当事業年度 (2020年 2月20日)
退職一時金制度の退職給付債務	601	656
未認識数理計算上の差異	7	17
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	609	639
退職給付引当金	609	639
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	609	639

(3) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

	(百万円)	
	前事業年度 (自 2018年 2月21日 至 2019年 2月20日)	当事業年度 (自 2019年 2月21日 至 2020年 2月20日)
勤務費用	52	49
利息費用	3	3
数理計算上の差異の費用処理額	5	7
確定給付制度に係る退職給付費用	49	44

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (自 2018年 2月21日 至 2019年 2月20日)	当事業年度 (自 2019年 2月21日 至 2020年 2月20日)
割引率	0.6%	0.4%

( 株式給付制度 )

1 採用している退職給付制度の概要

株式給付規程に基づく、当社の従業員が退職した場合に当該退職者に対し当社株式またはそれに相当する金銭を給付する株式給付制度を採用しております。

2 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (2019年2月20日)	当事業年度 (2020年2月20日)
退職給付債務(百万円)	107	120
退職給付引当金(百万円)	107	120

3 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 2018年2月21日 至 2019年2月20日)	当事業年度 (自 2019年2月21日 至 2020年2月20日)
株式給付規程に基づく期末勤務ポイントの積立(百万円)	19	14
退職給付費用(百万円)	19	14

( 確定拠出年金制度 )

当社では前事業年度より確定拠出年金制度を採用しております。当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、前事業年度88百万円、当事業年度99百万円であります。



(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額および科目名

	前事業年度 (自 2018年 2月21日 至 2019年 2月20日)	当事業年度 (自 2019年 2月21日 至 2020年 2月20日)
販売費及び一般管理費「その他」(株式報酬費用)	93百万円	105百万円

2. スtock・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
決議年月日	2013年 5月14日 (株主総会承認日)	2013年 5月14日 (株主総会承認日)	2014年 5月13日 (株主総会承認日)
付与対象者の区分および人数	当社取締役 7名	当社従業員502名	当社従業員36名
株式の種類およびストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 123,000	普通株式 597,600	普通株式 20,900
付与日	2013年 6月 3日	2013年 6月 3日	2014年 6月 2日
権利確定条件	付与日(2013年 6月 3日)以降、権利確定日(2015年 5月 31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日(2013年 6月 3日)以降、権利確定日(2015年 5月 31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日(2014年 6月 2日)以降、権利確定日(2016年 5月 31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
対象勤務期間	2013年 6月 3日から 2015年 5月31日まで	2013年 6月 3日から 2015年 5月31日まで	2014年 6月 2日から 2016年 5月31日まで
権利行使期間	2015年 6月 1日から 2020年 5月31日まで	2015年 6月 1日から 2020年 5月31日まで	2016年 6月 1日から 2020年 5月31日まで

	第17回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権
決議年月日	2015年5月12日 (株主総会承認日)	2016年5月17日 (株主総会承認日)	2016年5月17日 (株主総会承認日)
付与対象者の区分および人数	当社従業員100名	当社取締役1名	当社従業員155名
株式の種類およびストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 141,900	普通株式 3,000	普通株式 235,600
付与日	2015年6月1日	2016年6月6日	2016年6月6日
権利確定条件	付与日(2015年6月1日)以降、権利確定日(2017年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日(2016年6月6日)以降、権利確定日(2018年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日(2016年6月6日)以降、権利確定日(2018年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
対象勤務期間	2015年6月1日から 2017年5月31日まで	2016年6月6日から 2018年5月31日まで	2016年6月6日から 2018年5月31日まで
権利行使期間	2017年6月1日から 2020年5月31日まで	2018年6月1日から 2020年5月31日まで	2018年6月1日から 2020年5月31日まで

	第20回新株予約権	第21回新株予約権	第22回新株予約権
決議年月日	2017年5月16日 (株主総会承認日)	2017年5月16日 (株主総会承認日)	2018年5月15日 (株主総会承認日)
付与対象者の区分および人数	当社取締役1名	当社従業員100名	当社取締役9名
株式の種類およびストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 2,000	普通株式 143,000	普通株式 126,000
付与日	2017年6月5日	2017年6月5日	2018年6月11日
権利確定条件	付与日(2017年6月5日)以降、権利確定日(2019年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日(2017年6月5日)以降、権利確定日(2019年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日(2018年6月11日)以降、権利確定日(2020年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
対象勤務期間	2017年6月5日から 2019年5月31日まで	2017年6月5日から 2019年5月31日まで	2018年6月11日から 2020年5月31日まで
権利行使期間	2019年6月1日から 2020年5月31日まで	2019年6月1日から 2020年5月31日まで	2020年6月1日から 2025年5月31日まで

	第23回新株予約権	第24回新株予約権	第25回新株予約権
決議年月日	2018年5月15日 (株主総会承認日)	2019年5月14日 (株主総会承認日)	2019年5月14日 (株主総会承認日)
付与対象者の区分および人数	当社従業員587名	当社取締役2名	当社従業員98名
株式の種類およびストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 999,100	普通株式 12,000	普通株式 103,200
付与日	2018年6月11日	2019年6月12日	2019年6月12日
権利確定条件	付与日(2018年6月11日)以降、権利確定日(2020年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日(2019年6月12日)以降、権利確定日(2021年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日(2019年6月12日)以降、権利確定日(2021年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
対象勤務期間	2018年6月11日から 2020年5月31日まで	2019年6月12日から 2021年5月31日まで	2019年6月12日から 2021年5月31日まで
権利行使期間	2020年6月1日から 2025年5月31日まで	2021年6月1日から 2025年5月31日まで	2021年6月1日から 2025年5月31日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

ストック・オプションの数

	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	80,000	376,300	12,200
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	3,000	300
未行使残	80,000	373,300	11,900

	第17回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	101,400	3,000	216,100
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	3,600	-	8,800
未行使残	97,800	3,000	207,300

	第20回新株予約権	第21回新株予約権	第22回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	2,000	137,500	126,000
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	2,000	137,500	-
未確定残	-	-	126,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	2,000	137,500	-
権利行使	-	-	-
失効	-	900	-
未行使残	2,000	136,600	-

	第23回新株予約権	第24回新株予約権	第25回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	982,600	-	-
付与	-	12,000	103,200
失効	23,700	-	2,400
権利確定	-	-	-
未確定残	958,900	12,000	100,800
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

単価情報

	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,098	1,098	1,098
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	187	187	71

	第17回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,165	1,286	1,286
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	185	196	196

	第20回新株予約権	第21回新株予約権	第22回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,286	1,286	1,336
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	175	175	193

	第23回新株予約権	第24回新株予約権	第25回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,336	1,336	1,336
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	193	52	52

3. 当年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値およびその見積方法

株価変動性 28.061%

2015年6月12日～2019年6月12日の株価実績に基づき算定しております。

予想残存期間 4年

予想残存期間については、十分なデータ蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、付与されたストック・オプションが権利行使期間中に一様に分散的に権利行使されるものと仮定し、予想残存期間は割当日から権利行使期間の中間点までの期間と考えることとしております。

1株当たりの配当額 21円

過去1年間の実績配当金を使用しております。

無リスクの利子率 0.226%

予想残存期間に対応する期間の国債の利回りを用いました。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年2月20日)	当事業年度 (2020年2月20日)
繰延税金資産		
賞与引当金	207百万円	211百万円
未払事業税	65百万円	68百万円
資産除去債務	385百万円	405百万円
役員退職慰労引当金	111百万円	103百万円
退職給付引当金	218百万円	231百万円
減価償却累計額	78百万円	77百万円
減損損失累計額	105百万円	126百万円
その他	135百万円	131百万円
繰延税金資産小計	1,309百万円	1,357百万円
評価性引当額	28百万円	28百万円
繰延税金資産合計	1,280百万円	1,328百万円
繰延税金負債		
棚卸資産評価額	42百万円	11百万円
繰延ヘッジ利益	4百万円	14百万円
建設協力金・保証金	80百万円	68百万円
資産除去債務に対応する除去費用	112百万円	113百万円
圧縮積立金	19百万円	18百万円
その他有価証券評価差額金	129百万円	153百万円
特別償却準備金	9百万円	4百万円
繰延税金負債合計	397百万円	383百万円
繰延税金資産の純額	883百万円	945百万円

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳

	前事業年度 (2019年2月20日)	当事業年度 (2020年2月20日)
法定実効税率	30.8%	30.5%
(調整)		
住民税均等割	8.6%	15.5%
株式報酬費用	0.8%	1.5%
その他	1.2%	1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.4%	48.8%

(持分法損益等)

関連会社がないため該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗および事務所の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間等によって取得から2～50年と見積り、割引率は0～2.4%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2018年2月21日 至 2019年2月20日)	当事業年度 (自 2019年2月21日 至 2020年2月20日)
期首残高	1,128百万円	1,265百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	64百万円	89百万円
見積りの変更による増加額	63百万円	
時の経過による調整額	16百万円	15百万円
資産除去債務の履行による減少額	6百万円	40百万円
期末残高	1,265百万円	1,329百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2018年2月21日 至 2019年2月20日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年2月21日 至 2020年2月20日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2018年2月21日 至 2019年2月20日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年2月21日 至 2020年2月20日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。



(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2018年2月21日 至 2019年2月20日)	当事業年度 (自 2019年2月21日 至 2020年2月20日)
1株当たり純資産額	975.09円	972.78円
1株当たり当期純利益	34.19円	17.31円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	34.18円	

(注) 1 当事業年度は希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は記載していません。

2 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末自己株式数は、前事業年度227,600株、当事業年度226,700株であります。1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前事業年度228,346株、当事業年度227,254株であります。

3 算定上の基礎

1株当たり純資産額

項目	前事業年度 (2019年2月20日)	当事業年度 (2020年2月20日)
純資産の部の合計額	61,812百万円	60,758百万円
普通株式に係る期末純資産額	61,563百万円	60,404百万円
差額の主な内訳		
新株予約権	249百万円	354百万円
普通株式の発行済株式数	69,588,856株	69,588,856株
普通株式の自己株式数	6,453,325株	7,494,537株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数	63,135,531株	62,094,319株

1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項目	前事業年度 (自 2018年2月21日 至 2019年2月20日)	当事業年度 (自 2019年2月21日 至 2020年2月20日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益	2,181百万円	1,077百万円
普通株主に帰属しない金額	百万円	百万円
普通株式に係る当期純利益	2,181百万円	1,077百万円
普通株式の期中平均株式数	63,803,555株	62,254,089株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額	百万円	百万円
普通株式増加数	14,013株	株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	潜在株式の種類 (新株予約権) 潜在株式の数 (1,593,800株)	潜在株式の種類 (新株予約権) 潜在株式の数 (2,152,300株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額(百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	8,946	1,020	255(90)	9,710	5,232	357	4,478
構築物	3,095	92	136(34)	3,051	2,328	86	723
機械及び装置	113	2		115	70	6	44
車両運搬具	14	15	14	15	2	2	13
什器備品	6,804	272	234(10)	6,842	5,973	315	869
土地	3,022	506		3,529			3,529
リース資産	1,380	57	74	1,363	859	277	504
建設仮勘定	255	1,799	1,819	236			236
有形固定資産計	23,633	3,765	2,535(134)	24,864	14,465	1,046	10,398
無形固定資産							
ソフトウェア	1,351	401	80(31)	1,672	707	292	964
リース資産	66		30	36	7	13	28
電話加入権	34		2(2)	32			32
その他 (水道施設利用権)	3			3	1	0	2
無形固定資産計	1,455	401	112(33)	1,744	716	305	1,027
長期前払費用	2,578	26	9	2,595	1,951	97	644

(注) 1 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

資産の種類	内容	金額
建設仮勘定	当期出店の41店舗に係るもの	1,545百万円

- 2 当期減少額のうち( )内は内書きで減損損失計上額であります。  
3 「長期前払費用」の「差引当期末残高」644百万円のうち、1年以内に費用となるべき金額は6百万円であり、貸借対照表において流動資産の前払費用に組替えて掲記しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	302	277	0.1	
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	508	282	0.3	2021年～2024年
その他有利子負債				
1年以内に返済予定の割賦未払金	183	273		
割賦未払金(1年以内に返済予定のものを除く。)	501	631		2021年～2025年

(注)1 割賦未払金については、利息相当額を控除する前の金額で未払金を貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2 リース債務およびその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	212	44	22	2
その他有利子負債	265	219	105	41

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	27			0	26
賞与引当金	680	693	680		693
役員退職慰労引当金	367		27		339

(注)貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、債権の回収による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

## (2) 【主な資産および負債の内容】

## 資産の部

## イ 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	547
預金の種類	
当座預金	8,590
普通預金	32,053
郵便貯金	5
外貨預金	132
別段預金	30
小計	40,812
合計	41,360

## ロ 売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
ユーシーカード株式会社	705
株式会社ジェーシービー	667
トヨタファイナンス株式会社	590
三井住友カード株式会社	366
イオンクレジットサービス株式会社	284
その他	783
計	3,398

## 売掛金の発生および回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
A	B	C	D	$\frac{C}{A+B} \times 100$	$\frac{A+D}{\frac{2}{B} \times 365}$
2,462	53,174	52,239	3,398	93.9	20.1

八 商品

区分	金額(百万円)
子供衣料	9,619
育児・服飾雑貨	13,647
ベビー・マタニティー衣料	4,216
その他	24
計	27,507

二 未着商品

区分	金額(百万円)
子供衣料	810
育児・服飾雑貨	26
ベビー・マタニティー衣料	103
計	941

ホ 投資有価証券

区分	金額(百万円)
株式	4,830
債券	
社債	2,350
計	7,180

## 負債の部

## イ 支払手形

## 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
日本通運株式会社	486
山九株式会社	147
株式会社関通	82
株式会社犬印本舗	73
トッパン・フォームズ株式会社	10
その他	34
計	834

## 期日別明細

期日別	金額(百万円)
1か月以内	227
2か月以内	221
3か月以内	226
4か月以内	158
計	834

□ 電子記録債務  
相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
ピップ株式会社	6,124
川本産業株式会社	3,111
丸紅ファッションリンク株式会社	2,249
モリリン株式会社	1,012
伊藤忠商事株式会社	824
その他	10,728
計	24,051

期日別明細

期日別	金額(百万円)
1か月以内	5,994
2か月以内	6,416
3か月以内	6,830
4か月以内	4,771
5か月以内	37
計	24,051

八 買掛金

相手先	金額(百万円)
ピップ株式会社	1,430
株式会社スミテックス・インターナショナル	811
川本産業株式会社	780
丸紅ファッションリンク株式会社	758
LF CENTENNIAL PTE LTD.	479
その他	4,999
計	9,259

## (3) 【その他】

## 当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (百万円)	37,546	71,352	108,679	142,954
税引前 四半期(当期)純利益 (百万円)	2,570	2,268	3,011	2,102
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,694	1,390	1,807	1,077
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	27.07	22.28	29.02	17.31

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益または 四半期純損失 (円)	27.07	4.90	6.72	11.76



## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	2月21日から翌年2月20日まで																				
定時株主総会	5月1日より5月20日までの間																				
基準日	2月20日																				
剰余金の配当の基準日	2月20日、8月20日																				
1単元の株式数	100株																				
単元未満株式の買取り・買増し																					
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部																				
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社																				
取次所																					
買取・買増手数料	無料																				
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 <a href="https://www.24028.jp/">https://www.24028.jp/</a>																				
株主に対する特典	<p>年2回2月20日、8月20日現在の株主に対し、「株主ご優待カード」(プリペイドカード)を贈呈いたします。併せて、長期保有株主には年1回、2月20日を基準日として、保有株数に応じて優待金額を増額(通常の優待金額に上積み)いたします。 なお、長期保有優遇制度は、2020年2月20日現在の長期保有株主への贈呈分より実施しております。</p> <p>1.発行基準 (1)保有株式数に応じた株主優待</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保有株式数</th> <th>年2回 (基準日2月20日・8月20日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株～499株</td> <td>1,000円分</td> </tr> <tr> <td>500株～999株</td> <td>3,000円分</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上</td> <td>5,000円分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)長期保有優遇制度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保有株式数</th> <th>年1回 (基準日2月20日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株～499株</td> <td>500円分</td> </tr> <tr> <td>500株～999株</td> <td>1,000円分</td> </tr> <tr> <td>1,000株～2,999株</td> <td>3,000円分</td> </tr> <tr> <td>3,000株～4,999株</td> <td>4,000円分</td> </tr> <tr> <td>5,000株以上</td> <td>5,000円分</td> </tr> </tbody> </table> <p>長期保有株主とは、2020年2月20日以降の毎年2月20日(判定日)から遡って、2月20日および8月20日の株主名簿に、同一株主番号で7回以上連続して100株以上の保有株式数が記載または記録されている株主といたします。</p> <p>2.優待方法 お買上げ金額にかかわらず、当社の店舗に限りプリペイドカードとしてご利用いただけます。</p> <p>3.対象店舗 当社全店舗(インターネット販売は除きます。)</p> <p>4.有効期限 2月20日現在の株主に対する発行分 期末配当支払開始日から6ヶ月間 8月20日現在の株主に対する発行分 中間配当支払開始日から6ヶ月間</p>	保有株式数	年2回 (基準日2月20日・8月20日)	100株～499株	1,000円分	500株～999株	3,000円分	1,000株以上	5,000円分	保有株式数	年1回 (基準日2月20日)	100株～499株	500円分	500株～999株	1,000円分	1,000株～2,999株	3,000円分	3,000株～4,999株	4,000円分	5,000株以上	5,000円分
保有株式数	年2回 (基準日2月20日・8月20日)																				
100株～499株	1,000円分																				
500株～999株	3,000円分																				
1,000株以上	5,000円分																				
保有株式数	年1回 (基準日2月20日)																				
100株～499株	500円分																				
500株～999株	1,000円分																				
1,000株～2,999株	3,000円分																				
3,000株～4,999株	4,000円分																				
5,000株以上	5,000円分																				

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式については次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項の各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増請求をする権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- |   |                |  |  |
|---|----------------|--|--|
| (1) 有価証券報告書<br>およびその添付書類<br>並びに確認書  | 事業年度<br>(第63期) | 自 2018年2月21日<br>至 2019年2月20日                               | 2019年5月15日<br>近畿財務局長に提出                            |
| (2) 内部統制報告書   |                |  | 2019年5月15日<br>近畿財務局長に提出                            |
| (3) 臨時報告書<br>金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書(株主総会における決議事項の決議) |                |  | 2019年5月16日<br>近畿財務局長に提出                            |
| (4) 臨時報告書<br>金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書(新株予約権発行の決議)      |                |  | 2019年5月28日<br>近畿財務局長に提出                            |
| (5) 臨時報告書の訂正報告書<br>金融商品取引法第24条の5第5項に基づく臨時報告書の訂正報告書(資本組入額確定による5月28日付提出の臨時報告書の訂正)           |                |  | 2019年6月13日<br>近畿財務局長に提出                            |
| (6) 四半期報告書および確認書  | (第64期第1四半期)    | 自 2019年2月21日<br>至 2019年5月20日                               | 2019年7月2日<br>近畿財務局長に提出                             |
|   | (第64期第2四半期)    | 自 2019年5月21日<br>至 2019年8月20日                               | 2019年10月3日<br>近畿財務局長に提出                            |
|   | (第64期第3四半期)    | 自 2019年8月21日<br>至 2019年11月20日                              | 2019年12月27日<br>近畿財務局長に提出                           |
| (7) 自己株券買付状況報告書   | (報告期間)         | 自 2019年4月1日<br>至 2019年4月30日<br>自 2019年5月1日<br>至 2019年5月31日 | 2019年5月15日<br>近畿財務局長に提出<br>2019年6月13日<br>近畿財務局長に提出 |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年4月28日

株式会社西松屋チェーン  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 朝 喜

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川 添 健 史

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西松屋チェーンの2019年2月21日から2020年2月20日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西松屋チェーンの2020年2月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社西松屋チェーンの2020年2月20日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社西松屋チェーンが2020年2月20日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。